

令和4年9月6日

令和4年第3回岬町議会定例会

第1日会議録

令和4年第3回（9月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和4年9月6日（火）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

| | | |
|---------|----------|----------|
| 1番 谷地泰平 | 2番 瀧見明彦 | 3番 奥野学 |
| 4番 中原晶 | 5番 坂原正勝 | 6番 反保多喜男 |
| 7番 辻下正純 | 8番 早川良 | 9番 竹原伸晃 |
| 10番 松尾匡 | 11番 道工晴久 | 12番 出口実 |

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 13名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

| | | |
|---------------------|------------------------|---------|
| 町 長 田代 堯 | まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長 | 廣田尚司 |
| 副町長 中口守可 | まちづくり戦略室 危機管理監 | 寺田晃久 |
| 副町長 松岡裕二 | 兼危機管理担当課長 総務部理事 | 栞山信幸 |
| 教育長 古橋重和 | 兼財政改革部理事 総務部 | 寺田武司 |
| まちづくり戦略室長 兼町長公室長 | 企画地方創生監 しあわせ創造部総括理事 | 今坂嘉文 |
| 川端慎也 | 兼住民課長 しあわせ創造部理事 | 辻里光則 |
| 総務部長 会計管理者 | 西啓介 | 兼生活環境課長 |
| 財政改革部長 相馬進祐 | しあわせ創造部理事 | 松本啓子 |
| しあわせ創造部長 松井清幸 | しあわせ創造部理事 | 松下亨 |
| 都市整備部長 奥和平 | 都市整備部理事 | 吉田一誠 |
| 教育次長兼指導課長 澤憲一 | 教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 | 小川正純 |
| | 兼青少年センター所長 | |

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明 議会総務課長 蟻馬 幸宏

○会 期

令和4年9月6日から9月28日（23日）

○会議録署名議員

4番 中 原 晶 5番 坂 原 正 勝

議事日程

| | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 議席の指定 |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | 会期の決定 |
| 日程第 4 | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | 一般質問 |

(午前10時00分 開会)

○出口 実議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年第3回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

本会議に先立ちまして、去る6月29日にご逝去されました故和田勝弘議員のご冥福をお祈りして黙祷をささげたいと思います。皆さん、ご起立をお願いいたします。1分間の黙祷を実施します。

黙祷。

ありがとうございました。黙祷を終わります。着席をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

○出口 実議長 日程第1、議席の指定を行います。

8月7日執行の岬町議会議員補欠選挙で当選されました瀧見明彦君、早川 良君、松尾 匡君の議席について、岬町議会会議規則第4条第2項の規定により、ただいま着席のとおり、瀧見明彦君は議席2番に、早川 良君は議席8番に、松尾 匡君は議席10番に指定をいたします。

○出口 実議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。4番、中原 晶君、5番、坂原正勝君、以上の2名の方をお願いいたします。

○出口 実議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月6日から9月28日までの23日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月6日から9月28日までの23日間と決定いたしました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、こ

れを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和4年第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

初めに、令和4年6月29日に和田勝弘議員が85歳の生涯を閉じられました。故人のご冥福を心よりお祈りいたします。

和田議員は、岬町議会議員として約42年の長きにわたりご活躍され、町議会においては、議長や副議長等も歴任され、卓抜なる識見と指導力を発揮し、時代の先を見据えた取組を推進され、地方自治の発展に大きく寄与されました。

私どもとしましても、和田議員の志を胸に刻み、将来を見据えた施策に邁進してまいります。

さて、私たちは3年ぶりに行動制限のないお盆休みを迎え、新型コロナウイルス感染状況は、引き続き高い感染状況が続いておりますが、国では緊急避難的措置として、患者の全数届出の見直しや水際対策の段階的緩和など、ウィズコロナに向けた新たな対応方針が日々検討されているところであります。

本町においては、8月19日から8月21日の間、協賛・協力企業の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様のご支援を賜り、3年ぶりに第33回全日本ビーチバレー女子選手権大会が開催され、真夏の暑さにも負けない選手たちのプレーに多くの観客が感動させられ、ビーチバレーの町の名にふさわしいすばらしい大会となりました。

また、新たな取組としましては、8月5日から8月7日の期間には、全国高校生地方鉄道交流大会が開催され、高校生が関空利用者を多奈川線に誘客する方法をテーマに現地調査、研究等を重ね、高校生ならではの斬新な提案もたくさんいただきました。

このように、本町では多くの皆様のご協力により、感染対策に継続して取り組むと同時に、将来を見据えたまちづくり施策にもしっかりと取り組んでまいりました。この場をお借りいたしまして、皆様にご理解、ご協力を賜りましたことを改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます付議事件でございますが、令和4年度岬町一般会計補正予算（第5次）に係る専決処分の承認についてが1件、令和4年度岬町一般会計補正予算（第6次）についてなど、補正予算についてが4件、岬町立みさき公園の指定管理者の指定に係る事件案件が1件、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてなど、条例の一部改正に

ついてが3件、教育長の任命に係る人事案件についてが1件、令和3年度岬町一般会計決算の認定についてなど、決算認定についてが9件、損害賠償額の決定に係る専決処分報告についてなど、報告についてが4件、以上、議案10件、認定9件、報告4件でございます。

何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○出口 実議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

○出口 実議長 日程第4、諸般の報告について報告いたします。

常任委員会及び特別委員会において欠員が出ておりましたので、岬町議会委員会条例第7条第1項の規定により委員を選任し、また第8条第2項の規定により欠員があった深日港活性化・空港対策委員会の副委員長が選出されました。

本日、お手元に配付の議会委員会の一覧表のとおり変更になりましたので、ご報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○出口 実議長 日程第5、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。

なお、本日の一般質問は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議員と議員との間に暫時休憩を取り、マイク等の消毒及び換気をしながら行います。

また、登壇者については、発言を聞き取りやすくするため、アクリル板の設置など感染防止対策を実施していることから、マスクを外した上で発言するということにいたします。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

初めに奥野 学君。

○奥野 学議員 皆さん、おはようございます。奥野 学でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従って、本日は4点にわたって質問をさせていただきます。

質問を始める前に、今年8月、猛暑の中、岬町議会議員補欠選挙が行われました。この場に、新たに松尾議員、瀧見議員、早川議員3人の同志が座っておられます。ご当選、誠にありがとうございます。これで定数12人が揃いました。さらなる岬町発展のため、我々と共にご尽力をいただき、大いに期待するところであります。よろしくお願いいたします。

そして、現在、新型コロナ感染第7波による感染者が急増する中、岬町におきましても、多く

の陽性者数が毎日発表されています。田代町長、保健センターの皆様、医療関係の皆様にも、連日のご努力には大変感謝を申し上げます。収束の出口が見えない状況ではありますが、引き続き対応をよろしく願いいたします。

それでは、私の一般質問を行います。

まず1点目の質問は、岬町独自のPCR検査センター設置についてお尋ねをいたします。

中原議員からも、昨年6月、9月定例会及び今年3月定例会におきましても、再三、岬町独自でPCR検査センター設置に関する質問をされております。しかし、岬町独自の設置は財政的に困難で、できないとの答弁に終始しています。しかし、私の元にも町内にPCR検査センター設置の要望をたくさんいただきます。新型コロナ感染第7波が全国拡大する中、岬町においても、連日多くの感染者が発表されています。

私は、おかげさまで8月1日に第4回目のワクチン接種を受けさせていただきました。しかし、現在、保育所、幼稚園及び小学校低学年の子どもたちの感染が広がっております。その保護者の方々から、収束の出口が見えない状況下で、また現在、行動制限のない中で、どこで感染するか分からない状況であります。また、かかりつけ医がない住民さんより、どこで検査すればいいのかとの多くの声を聞かせていただきます。一般病院でPCR検査を受けると、2万円から3万円かかってしまうとのことでもあります。

泉州地域では、泉佐野市、貝塚市、泉大津市において、無症状の住民に対し公設のPCR検査センターを開設し、低額で検査会場を設けております。当町においても、至急、公設の無症状の住民を対象とするPCR検査センターの開設を改めてお願いするものであります。所見をお伺いいたします。

○出口 実議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 奥野議員のご質問にお答えさせていただきます。

全国的に検査能力の拡充とともに、薬事承認された抗原定性検査キットが多く開発され、薬局やインターネットでも入手可能となったこと、また大阪府においては無料検査事業を開始されたことなどにより、検査体制の整備が大きく進んでおります。さらに、新たな治療薬の開発により早期診断の重要性が増していること、感染力が極めて強いオミクロン株への置き換わりにより新規陽性者数が急増するなど、検査を取り巻く環境が大きく変化してきております。

また、濃厚接触者の業務復帰のための検査、-旅行やイベント等に参加するに当たっての検査など、社会経済活動を行う上での検査の利用場面も増えてきました。

今、新型コロナウイルスの第7波で新規感染者数の高止まりが続いている中、現場が直面している問題も踏まえまして、検査をどのように活用していくべきかについて、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が先般、提言をまとめました。大きくは、1、有症状者、症状のある人への検査、2、無症状者、明らかな症状がない人への検査に分類されます。

1、有症状者、症状のある人への検査については、早期に検査を行い、早期治療につなげるとともに、有症状者からの2次感染を防止することが重要であると言われております。発熱などの症状が出た場合には、まずかかりつけ医に相談をしていただき、かかりつけ医がない場合には、町内にかかりつけ患者以外の検査が可能な診療所等が4か所ございますので、早期に検査をお願いしたいと考えます。また、新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、発熱外来を行う医療機関の負担軽減を図るため、大阪府は若年若症者無料検査センターの設置、抗原定性検査キット無償配布事業を開始しております。

続いて、2、無症状者、明らかな症状のない人の検査につきましては、高齢者施設等において、外部からの感染の持込みなどの感染拡大を防止するため、定期的な検査として、PCR検査とは別に抗原定性検査キットが活用されるようになりました。そのほか、無症状の方であって、新型コロナ患者と濃厚接触の可能性がなく、感染拡大により不安を感じる方を対象に、大阪府は昨年末から無料検査事業を実施しております。この事業は、無料で検査を提供する薬局等の実施事業者に対して大阪府が補助金を交付する事業で、本町では、町内の調剤薬局へ本事業の案内をさせていただきましたが、実施していただける事業者が見つからず、現在、無料で検査できる事業者はございません。

今回、改めて無症状の住民を対象とする検査センター開設とのご要望でございますが、実施体制及び財政面においても、町独自で実施することは困難であると考えます。

現在、大阪府が実施する無料検査事業の新規登録受付は終了していますので、次回の新規登録時期は未定ですが、その時期に向けて、本事業に協力していただける事業者がいないか、医療機関、他の自治体で実施している検査機関などにも働きかけていきたいと考えております。

先ほど、奥野議員が8月1日に4回目のワクチンを接種されたとおっしゃられました。新型コロナワクチンについては、接種してから効果は時間の経過とともに徐々に低下していくことから、低下した発症予防効果、重症化予防効果を高めるため、3回目接種及び60歳以上の方などを対象に4回目接種を進めております。住民の方には、さらなる感染拡大を防ぐため、感染予防対策の徹底とともに、ワクチン接種へのご協力をお願いしているところです。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほど松井部長から答弁をいただきましたが、予想どおりの答弁であります。

財政面において、町独自で実施するのは困難であるとの答弁でありました。しかし、実際、どれぐらいの予算が必要なのか、全く私には見えてまいりません。後日でいいので、予算額をお示しいただきたいと考えますが、松井部長、いかがでしょうか。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

1週間当たり何日開設し、1日当たり何件、件数があるか、また開設する場所によっても費用が変わってきます。ある程度、想定した内容で金額をお示しすることはできると思いますので、後日、回答させていただきたいと思います。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 松井部長、ありがとうございました。概算で結構でございますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

2点目の質問は、肺炎球菌ワクチンについてお尋ねをいたします。

先日、保健センターの川井所長に肺炎球菌ワクチンについて詳細をお聞きしました。65歳以上の方で、1回目の定期接種は8,000円のうち、2分の1負担の4,000円の自己負担で予防接種を受けられます。5年後の2回目の接種は全額8,000円がかかり、補助は全くなくなります。現在、3市3町において負担金を決定しているとのことでありました。

住民さんより、再接種に対して無料で接種できるようにしてもらいたいとの要望を多くの方々よりお聞きしております。所見をお聞きいたします。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

肺炎球菌ワクチンの予防接種は、肺炎球菌という細菌が原因で発症する肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぐ効果が期待できます。

高齢者の方の肺炎球菌ワクチンの予防接種は、平成26年10月1日から予防接種法に基づき、市町村が実施する定期接種として実施しています。定期接種の対象者は毎年異なり、当該年度に65歳から5歳間隔で節目の年齢になる方及び60歳から64歳までの方で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能等に重度の障害がある方が対象です。ただし、定期接種としては1回限りとなっていますので、過去に同じ予防接種を受けられた方は対象外となります。

定期接種の費用につきましては、生活保護世帯及び住民税非課税世帯の方は無料で、そのほか

は4,000円の自己負担で予防接種が受けられます。

再接種、2回目につきましては、まず初回接種から5年以内で再接種した場合、初回よりも接種部位の痛み、赤い腫れ、固くなるなどの副反応が報告されていますので、5年以上の間隔を空けるなどの接種間隔に注意が必要で、5年以上経過した場合でも、そのような副反応が出るとも言われております。また、予防効果につきましては、5年以上持続するとされていますが、時間の経過とともに緩やかに低下することで、再接種、2回目接種を推奨するとの報告がある一方、5年以上経過してもある程度、免疫力が残るとも報告されています。

さらに、再接種、2回目接種は希望者が自費で接種する任意接種であるため、定期接種による副反応などの健康被害救済制度が適用されないことなどから、再接種、2回目の接種についての助成につきましては、国の考え方等を注視し、慎重に考える必要があるため、すぐには難しいと考えております。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 松井部長から先ほど、2回目の再接種助成については3市3町で決定しているのに難しいとの答弁でありましたが、岬町単独で無料にして、住民の命を守る事業でありますので、改めて要望いたします。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

国が2回目接種の必要性または安全性、有効性など何らかのエビデンス、検証結果が示された上で検討していきたいと思っておりますので、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 松井部長、ありがとうございました。改めて要望して、次の質問に移ります。

次の3点目の質問は、令和元年度にみさき農とみどりの活性化構想を策定されていますが、その後の進捗状況についてお尋ねをいたします。

道の駅みさき北側の町道海岸連絡線周辺の農地に観光農園を検討することでしたが、現在、進捗状況はどのようになっていますか。また、農業公園検討の際には、農業のプロである農業委員会の委員を中心にプロジェクトチームをつくり、実施計画を進めてはいかがでしょうか。そして、岬町のフルーツ特産品として、温室で育てることができるドラゴンフルーツ、マンゴー、イチゴ栽培での観光農園を提案させていただきます。

ドラゴンフルーツは花も大変美しく、月下美人のように夜中に数時間咲く特色があります。果実も大変おいしいものです。

マンゴー栽培は、和歌山県湯浅町に近畿大学附属湯浅農場があり、平成4年から販売して、今年で30年目になります。近大マンゴーアーウィンとして販売されています。近畿大学で指導をいただくことも可能だと考えます。

イチゴ栽培も、夏に栽培できる技術が香川県高松市で確立されたとのことで、1年を通じてイチゴ作りができるようになっております。1年を通じて、豊かなフルーツで多くの来園者が見込めるのではないかと提案いたします。所見をお聞きいたします。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの奥野議員のご質問にお答えいたします。

町の農林業は、少子高齢化による担い手不足などにより、農地においては耕作放棄地が増加し、森林においては間伐や保全など適切な管理が行き届いていない現状にあるかと把握しております。

一方で、第二阪和道路の開通により交通利便性が高まり、今後、観光やレジャーでの集客などが活発になると予想されますことから、町内の農とみどりの資源を活用しながら、都市と町をつなぐことにより、町全体の活性化を図ることを目的といたしました、みさき農とみどりの活性化構想を令和元年度に策定したところとなっております。

この構想では、農とみどりの活性化の将来イメージの実現に向けた戦略を効率的に進めるため、七つの先導プロジェクトを設定し、この先導プロジェクトのうち、特に広域からの集客をねらう農とみどりを活かした地域活性化拠点として、道の駅みさきやみさき公園を含むエリアの拠点整備に重点を置いて進める構想としています。現在、この拠点整備のうち、みさき公園を新たなみさき公園として再整備するため、優先的に取り組んでおるところでございます。

こうした中、現行の活性化構想は、令和12年までの10年計画となっております。5年目に当たる令和7年をめどに見直しをすることとしております。この時期までには、新たなみさき公園整備運営等事業も計画どおり進んでいると考えますことから、新たなみさき公園の開園後、直ちに体験農園や観光農園に求める地域活性化機能の必要性や、その内容について検討を進める必要があると考えておるところでございます。

こうした状況を踏まえ、現在は、この活性化構想の重点プロジェクトとして位置づけております新たなみさき公園の整備運営等事業を最優先にして取組を進めておることについて、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、検討の際には、農業のプロである農業委員会の委員を中心にプロジェクトチームをつくり、計画を進めてはどうかというご質問についてでございます。

議員ご指摘の体験農園や観光農園の整備等に関する具体的な検討項目といたしましては、新た

なみさき公園の供用開始後における体験、観光農園に求める地域活性化の機能等に関する町民の皆様及び農地所有者の皆様等の意向について、再度、アンケート調査を行い、その結果を現行の活性化構想と比較、検討し、この事業の整備の必要性や課題の整理を行い、基本計画や実施計画の策定を進めていく必要が考えております。

これらの検討に際しましては、現行の活性化構想では、農とみどりの活性化構想推進委員会を設置した上で取り組むこととしておりますので、議員ご提案の農業委員会委員や農とみどりの活性化に関心や意欲を持つ住民の皆様や事業者等にも参加いただきまして、また連携をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。また、こうした検討結果につきましては、議会の皆様にもその内容をご説明しながら、事業を推進する必要があると考えているところでございます。

3点目の岬町のフルーツ特産品として、温室で育てることができるドラゴンフルーツやマンゴー、イチゴなどで観光農園をしてはどうかというご提案でございますが、この活性化構想の実現に向けた戦略を効果的に進めるために設定した七つの先導プロジェクトには、岬町といえばこのフルーツと言えるものを育て、新たな風景づくりや新しい商品づくりに生かす岬町のシンボルとなるフルーツが実るまちづくりプロジェクトを設定しております。町のシンボルとなるフルーツを全町民が育て、町の活性化に生かしていくような考え方でございます。

ただいま議員からご提案いただきました観光農園の構想につきましては、このプロジェクトに沿った一つの施策と考えますので、この先導プロジェクトを推進する際に参考とさせていただきたいと考えております。

このように、町内に分布する対応で、魅力的な農とみどりの資源を保全活用し、町全体の活性化を図ることは本町にとって重要な課題の一つであると捉えておりまして、みさき農とみどりの活性化構想を基に、活性化戦略を効率的に、かつ、果敢に推進する必要があると考えているところでございますので、引き続きのご理解をお願いいたします。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員

先ほど、いろいろな角度からご答弁をいただきましたが、結論的には、新たなみさき公園整備が最優先だというような答弁だったと思います。しかし、私は、観光農園にも職員を増員して、並行して推進すべきと考えます。そのあたり、いかがでしょうか。

○出口 実議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁で、みさき公園を最優先課題として実施しているとお答えいたしました。農業

の施策につきましても、新しい取り組みを進めながら、並行して、特産品を作っていただくための新規農業者等への補助金、これはふるさと納税にもつなげるための補助金などの創設や、それ以外にも農業として必要な施策を推進しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 吉田理事の方からのふるさと納税に対する農産物の特産品としての件はよく理解しているのですけれども、農業公園としての新たなプロジェクトをつくって、人を増やしてでも進めていくべきだというふうに考えておりますので、要望でお願いしておきたいと思います。

続いて、4点目の質問を町長にお聞きいたします。

昨年9月に行われました町長選挙があり、1年が経過いたしました。田代町長には、ここ2年間は新型コロナ感染に追われる日々であったと思われまます。しかし、岬町における最重要課題1、新たなみさき公園の整備・開園、2、関西電力多奈川第二発電所跡地への企業誘致、の2点であります。この2点について、田代町長の決意を改めてお聞きさせていただきたいと思います。

新たなみさき公園整備については、事業契約締結に向け、現在、担当課において、事業者からの提案内容に基づき、公園計画確定のための協議を行っているとお聞きしておりますが、最優先交渉権者決定の公表の際に示された新しい公園施設が予定どおり設置されるのでしょうか。また、駅前広場はどのようなものになるのでしょうか。

この際、駅前広場には、本庁舎移転、公民館、図書館など、複合施設を建設してはどうでしょうか。

別の案として、駅前立地を生かし、先日、東京の新秩父宮ラグビー場の建て替え計画の発表がありました。ドーム型にして、その計画のように、国際ラグビー会場ができるようなグラウンドと、使用しないときには音楽コンサートをどんどん開催し、収益力を上げる。このような一流のものを引っ張ってくることも大変おもしろい構想であると私は考えたのですが、いかがでしょうか。

最後に、2024年、令和6年4月開園に向けて、田代町長の決意はいかがでしょうか。お願いいたします。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

岬町の重要課題であります、みさき公園の新たな公園整備についてご質問をいただきました。本当にこの問題については、大プロジェクトでありますので、議会の皆さん方、また住民の皆さん方のご協力を得ないと前へ進めることが非常に厳しいかなと、このように思う中で、今、担当

と選定審査委員会で決定されました優先交渉権者と協議を重ねている最中であります。まず、このことを申し上げておきます。

新たなみさき公園の整備運営等事業につきましては、議員の皆様もご承知のとおり、今年3月に優先交渉権者の決定をし、現在、担当課において、事業者から提案された公園計画の確定及び事業契約書の内容の詰め作業を進めていると報告を受けております。

ご質問いただきました、確定した公園計画の公開については、この公園計画の内容を十分反映した事業契約の締結を先に行う必要があります、さきにご説明したとおり、PFI法に定める事業契約に係る公開規定がございますので、この規定に基づいて、事業契約が締結でき次第、公表させていただきたく予定をいたしております。

なお、今般の新たなみさき公園整備事業運営等の事業をPFI事業者が実施するに当たり、必要となる議案を本会議に提案しております。この提案の審議をいただく際には、公開可能と考えられる公園計画の概要について、担当者より説明する機会があると思っておりますので、今しばらくお待ちいただければと考えております。

次に、2番目の駅前の広場はどのようなものになるのか、そして、この際、本庁舎移転、公民館、図書館などの複合施設を建設したらどうかと、こういうご質問だったかというように聞いております。ただいまの質問につきましては、本庁舎移転や公民館、また図書館、複合施設をみさき公園に建設してはどうかにつきましてお答えをさせていただきます。

初めに、役場本庁舎の建設につきましては、これまでもご説明させていただいておりますが、庁舎整備検討委員会におきまして、現在地が適当であるとの答申をいただいております。現庁舎での建て替えを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、公民館、図書館などの複合施設を検討してはどうかということですが、この点につきましては、現在、教育委員会で検討委員会を立ち上げ、その必要性や候補地、複合的な機能を持たせるかなどの検討を進めていくとしたところでございます。

このような状況に加えまして、新たなみさき公園整備運営事業につきましては、PFI事業として、民間の資金とノウハウを活用し、本町が示した募集事項及び業務要求水準書に基づき、民間から提案を受けて実施し、先ほど申し上げましたとおり、現在は事業者から受けた提案内容について、担当課において最終の詰めをしている状況にあります。

事業者からの提案には、議員の質問の内容は含まれておりませんので、ご理解をお願いいたします。含まれていないということは、公民館の建て替え、また図書館等の複合施設等の計画は今

のところ、提案の内容には入っていないというふうに理解していただきたいと思います。

それから、開園に向けての決意はどうかというご質問だったかと思います。

令和6年4月の開園に向けての考えは全く変わっておりません。担当にも、それに向けてしっかりと進めるよう指示をしているところでもあります。ただ、担当から、民間事業者から提案いただいております内容は相当大きなプロジェクトと聞いております。いわゆる委員会等がございますので、中身についてはあまり言えませんが、一応、計画の中では、集客人数が約150万人、それから従事者といえますか、社員も含めて、また任用職員、そういった職員も含めて、大体250名程度と聞いております。

こうしたことから、事業契約締結においては、開園時期ではなく、資金計画や事業収支などをしっかりと確認しながら、施設整備が安全に確実に実施され、運営が開始されれば、地域の雇用創出や地元企業の皆様をはじめ、地域の活性化につながり、そして何よりも町民の皆様や公園利用者の皆様など、大人から子どもまで幅広い世代に親しまれる公園としていただくよう、事業者とはしっかりと慎重に協議を進めている状況にあります。当初の予定よりも少し段階的に工事を進めるという提案が出ておりますので、一括して、令和6年4月に全部出来上がってやるのかということは非常に難しいのかなと、このように思っております。

なお、コロナ禍やウクライナの情勢などによる物価高騰、また資材の調達遅れ、施設の整備作業員の確保など、そういった悪い状況が重なった場合については、少し工期的に、段階的に計画が進んでいくのかなと、このように予想しております。

こうした中、事業者からも集客効果や安全面を考慮した段階的な開園についての提案がされており、協議をしていると聞いております。内容を聞くところによると、先ほど申し上げました、やむを得ないという判断もせざるを得ないところもあるのかなと。つまり、社会の状況の中で、万博の問題とか、いろんな状況が重なって、人手不足とか、そういうことがない限り、順調に進んでいくものと思っております。そういったことから、議会の皆様にも、こうした状況をご理解いただきながら、円滑に事業を進め、計画どおりに開園できるよう考えているところでもあります。

岬町にとって、本当によい公園ができたなどと言っていただけるような公園にしたいという思いで取り組んでおりますので、どうかよろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 田代町長、ありがとうございました。

続いて、2点目の町長の決意をお聞きしたいと思います。

2点目は、関西電力多奈川第二発電所跡地への企業誘致についてお聞きいたします。

来年春には、全ての施設は解体され、27ヘクタールの更地となります。関西電力、大阪府、岬町の3者で定期的に情報交換しておられると思いますが、企業誘致の状況はいかがでしょうか。この際、世界中で不足している半導体工場誘致に向けて、関西電力さんに了解をいただき、岬町において、田代町長自ら一本釣りで誘致交渉行動に出るはいかがでしょうか。

最後に、田代町長の企業誘致に向けての決意をお聞きし、私の質問を終わりたいと思います。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員さんの多奈川第二発電所の企業誘致についてのご質問をいただいております。

議員ご指摘のとおり、岬町は一時期、多奈川発電所、新日本工機さんの全盛期時代、また鐘紡さん、そういった企業があって、岬町の地場産業とか住民生活への大きな影響を及ぼした経緯がございます。それを考えますと、やはり現在では、企業が撤退して町が衰退化しているということは、これは間違いないことでもあります。人口減少、それから少子高齢化、これも間違いない事実かなど、このように思っております。

そんな中で、土取り跡地について、何とか企業誘致をしたいということで、計画を変更しながら、今の土取り跡地の2分の1に当たるんですけども、2分の1は企業誘致を進める、そしてあとの残りの2分の1は公園としての機能を果たせるという方向で、議会の皆さんの協力を得て、現在5社の企業が決定して、操業開始しております。これの税収も今、上がってきております。

雇用も地元の声も、特に松風庵さんがあそこにお菓子の工場を作っていて、かなりの雇用をさせていただいておるのも事実であります。そのほか、2社の製造企業が入っております。それから、太陽光、今、問題になっております自然エネルギーの太陽光、そういったものが張り付いてきている中、多奈川発電所の撤退、最終的に既存の建物を取り壊していくという計画が町のほうに要望がございまして、現在、来年の令和5年4月に、一応、全ての解体作業が終わって、整地が整うというふうに報告を受けております。

それで、当初、第一発電所と通称言うわけですけど、多奈川発電所については、もう既に、今年の3月にニューレジストン株式会社の工事、建設が既に始まっております。この秋には、恐らく操業が開始されるものだと思っております。

それから、もう一つは株式会社センヨーさん、これも製造会社なんですが、現在、契約も締結して進出が決定をいたしております。

もう1社については、一応、関電さんのほうではまだ交渉の段階と聞いておりますけども、次に魚の養殖場、そういったものを誘致したいということで、現在、その協議が進められております。

この3社がしっかりと張り付くことによって、今後、地域の活性化、また地域の雇用の問題、いろんなところに派生効果が出てくるんじゃないかなと、このように思っております。私は、これについては、順次、関電さんの所有地ですから、私どもがとやかく言うわけにはいきませんが、大阪府と、また国と一緒に考えていただくべく、東京に行った際は、岬町の関西電力さんの跡地の利活用についてPRを行っております。

私は、就任当時から、岬町のトップは常に汗をかいて、そしてトップセールスをやるべきだという方針に変わりなく、現在まで13年間、努めてまいりました。そういう甲斐があつて、多くの方のご理解や町のPRをすることによって、今日、そういった、先ほど申し上げました企業誘致が進められてきているのかなと、このように思っております。これは、奥野議員さんも民間でいろいろお仕事をなさって、ご理解だと思えますけども、机の上で待っている仕事は来ない、また企業は来ないという考えの下で、職員と一緒に汗をかいていくというのが私の信条でありますので、このことは理解をしていただきたいと思えます。

そして最後に、一番大事なのはやっぱり多奈川第二発電所、この膨大な土地をどうするのかということでもあります。これは、関電さんが本町においでになって、多奈川第二発電所を解体したいと、もう完全に廃止をしていきたいという旨のときに、私は当初から関電さんに申し上げております。あれを一体型で使ってほしい、一体型の工場にして企業さんを呼んでいただきたいということをお願いしておりますので、多奈川発電所さんもそういった意味で、できれば大手企業、また、それなりの企業を誘致したいという思いで現在、進めていただいております。

それで、大阪府、国とは当然、これはスクラムを組んで、私どもと一緒にやっていただいておりますので、時間はかかるかと思えますけども、できるだけ岬町の一番いい場所にあれだけの広大な土地があるわけですから、関電さんに汗をかいていただいて、岬町の活性化につながるように努力をしていただきたい。このことは先般も申し上げたところでもありますので、ご理解を賜りたいというふうに思えます。

○出口 実議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 田代町長、2点にわたり決意をありがとうございました。

新たなみさき公園の開園並びに多奈川第二発電所跡地への企業誘致、2点についての力強い決意をいただきました。ただ、私がお願いしたのは、関電の跡地については、関電に代わって町長自らトップセールスをしていただくぐらいの気力を持って行動に移していただきたいというのが第一の願いでございます。すばらしい企業が来ることを願っているわけでございます。

すばらしい岬町によみがえったと言われるような町になることを望み、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○出口 実議長 奥野 学君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開は11時です。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○出口 実議長 会議を再開いたします。

次に、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 大阪維新の会、竹原伸晃でございます。まずもって、ご指名いただきました出口議長、ありがとうございました。

始まりに当たりまして、私からも一言、申し上げたいことがございます。というのは、町長からもありましたが、6月29日に和田議員が亡くなられて、大変ショックを受けている中の1人でございます。前回の6月議会が終了してすぐに病院のほうにお見舞いに行かせてもらったところ、面会がやはりコロナの関係でかなわず、どうしても会えないという、もう次の日に亡くなられたといった経緯がございました。

和田議員にあたりましては、私が議員になったときからいろいろと面倒を見てくれたこともあって、一度は会派、健寿会と一緒に進めたこともありますし、賛否両論ありますが、和田議員の動きを見ていると、地元住民とこつこつと一つ一つ進めていく姿、そして皆さんご存じないかも分かりませんが、大きな会議の研修会の中でも気後れをせずに自分の思ったことを質問する大胆な感覚、なかなかまねできないものを横で見せていただいております。それと、町長も言われていましたが、先を見据えた政策、結構、航路の再開に向けて、今、田代町長に一生懸命取り組んでいただいておりますが、その元となったのは和田議員の一般質問、繰り返し行われていたことが元だったかというふうにも理解しておりますし、阪神高速の南の延伸についても、これから必要になってくることはもう明らかでございますし、そういった面では、和田議員の思いを継いでいくことも私の仕事かというように思っております。

皆様には、見え方がいろいろあったと思いますが、私の評価としては、そのようなものであったということで、少し報告させていただきます。

それでは、一般質問ですが、私は、この9月に議会におきましては、教育分野を主に組み立てております。6月は産業、12月は防災、3月は時事的なものというように決めておりますが、

9月において、教育を年に1回尋ねていくといった毎年のルーティンといたしますか、そういうよう形でございます。

それでは、質問事項に沿いまして進めさせていただきます。

教育の充実で、定住促進をという大きな題で、小さなポツ、四つ用意しておりますが、まず町内小・中学校の学力・体力向上への取組、成績、課題はといった質問です。

背景といたしまして、岬町は少子化の影響を受けながらも、地道な取組によって、毎年報告をいただくのは、かなり学力面、体力面、好成績を残しておられます。それには、各部門の現場の先生方をはじめ、いろいろな方の協力があって進んでいるといったことで、毎年報告を受けておりますが、今年についての報告をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

教育委員会では、教育活動を行う際の指針として学校教育方針を定めております。その方針の中の重点目標の一つに、学力向上の取組として、確かな学力を培う教育の推進を掲げ、学習指導要領の確実かつ的確な実施と、学力向上と授業改善に取り組んでいるところであります。

主な学力向上の取組としましては、小学校におきましては、学力向上チャレンジアップ事業を実施しております。本事業では、基礎的な知識や技能を用いて課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を養うための診断テストを行い、診断テストの結果から子どもの学力実態や学校・学年の状況を把握・分析し、課題解決に向けた対策を講じております。

中学校では、中学校学力エンパワーメント事業を実施しており、教員が学識経験者の助言指導を仰ぎながら、授業改善の取組を推進するとともに、教員の授業力向上を図っております。

小中学校の学力成績につきましては、令和4年度に実施されました全国学力・学習状況調査の結果を基に説明させていただきます。

全国学力・学習状況調査は、一般に全国学力テストと呼ばれており、平成19年度から文部科学省が小中学生の学力や学習状況を把握するため実施している調査で、小学校6年生と中学校3年生の児童生徒を対象に毎年行われているものです。

小学校では、国語、算数、理科の3教科で行われ、国語につきましては、平均正答率、大阪府平均を3ポイント、全国平均を4.6ポイント下回り、算数では大阪府平均を5ポイント、全国平均を5.2ポイント下回り、理科では大阪府平均を3ポイント上回り、全国平均を0.3ポイント下回っております。

また、中学校では、国語、数学、理科の3教科で行われ、国語については大阪府平均を4ポイ

ント、全国平均を0.2ポイント上回り、数学では大阪府平均を8ポイント、全国平均を7.6ポイント上回り、理科では大阪府平均を5ポイント上回り、全国平均を2.7ポイント上回っております。

中学校では一定の成果を上げておりますが、小学校は若干下降気味となっていることから、小学校3校において、1人1人きめ細やかな指導を行い、学力向上に努めてまいります。

このたびのテスト結果を通して、児童生徒の学力把握に努めるとともに、テスト結果を分析し、主体的、対話的で深い学びへの教員の授業改善につなげていきたいと考えております。

体力の向上につきましては、平成28年度より大阪府の子どもの体力づくりサポート事業を活用し、和歌山大学の協力の下、子どもたちの体力向上に取り組んでいるところであります。

全国体力運動能力調査につきましては、令和4年度の速報値は出ておりませんが、令和3年度の全国体力運動能力調査の結果を基に説明させていただきます。

調査対象である小学校5年、中学校2年生について、全国平均の合計点を50点とした場合、小学校5年生男子の大阪府平均49点に対し、本町の5年生男子は52.9点、同じく女子の大阪府平均48.5点に対し、本町の女子は52.6点で、男女ともに大阪府平均、全国平均を上回っております。

中学校2年生男子の大阪府平均48.5点に対し、本町の2年生男子は52.5点、同じく女子の大阪府平均48.3点に対し、本町の2年生女子は52.8点で、男女ともに大阪府平均、全国平均を上回っており、一定の効果を上げております。

令和3年度はコロナ禍の影響を受け、和歌山大学との連携はかないませんでした。これまで積み重ねてきた実績により一定の効果を上げたものであると考えております。

このたびの結果は、指導する教員の努力だけでなく、児童生徒一人一人が精いっぱい努力してきた結果が反映されたものであると考えております。今後も引き続き、より効果的な体力向上の方策について検討を行っていききたいと考えております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま澤次長から報告を受けました。

小学生の学力について、若干下降気味だと心配な面もありながら、中学生におきましては、学力、体力ともに大阪府平均並びに全国平均をも上回る成果を上げているといったことをございました。岬町においては、地理的な関係もあり、高校に進学するときに、やはり学力、体力が求められる、やはり行ける学校というのが南海沿線だけであつたりしますので、できるだけ高めていただきたいというのが地元保護者並びに地元の住民の希望でございます。一生懸命、取り組んで

いただきたいと、このように思っております。

関係各位の学校の教員だけではなく、教育委員会を含めて、一丸となって取り組んでいただきたいと思っております。

次に、ポツ2に移ります。GIGAスクール導入についてということで、1人1台の端末を導入し、教職員も端末を使った授業にやっと慣れてきた頃ではないかと思っております。現状と課題について把握していること、また、学校間の格差や教師間の格差というものもあるのではないかと最初から言われておりました。そういうような現状、教育委員会はどのように対応されているのか、お聞かせください。よろしく申し上げます。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

国のGIGAスクール構想による1人1台端末の環境の下、一人一人の状況に応じた学習が可能となり、ICTの活用を推進しているところであります。ICTを活用することにより、情報の共有化などが容易となり、さらに児童生徒が様々な意見を比較検討することで、自身の考えを深めたり、課題解決に生かすことで学びの充実につながっております。また、学習用ソフトなどを活用し、教員が児童生徒の学習状況を確認することにより、児童生徒一人一人の学習の課題に応じた教材に取り組ませることができ、個別最適な学びの充実にもつながっております。

端末は、日々の授業での活用だけでなく、家庭においても学校から示された課題や児童生徒自らが課題を選択し、個々に応じた学習に取り組んでおります。

課題としましては、GIGAスクール構想導入から2年が経過し、学校間における取組の違い、教員のICT活用指導力や端末使用に関するスキルの差などが生じております。これらの課題を解決するに当たり、ICT支援員が各学校を巡回し、教員の指導力向上に努めております。また、ICT活用の中心の担う教員を対象に、課題の共有や解決に向けた協議の場の設定、活用事例の収集や共有の支援など、横のつながりをつくるように取り組んでおります。

今後も引き続き、ICT活用の研修等を実施し、教員のさらなる指導力向上に取り組んでまいります。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 報告を聞いたところ、やはりまだ教員の指導力による差というのがあるのかなと感じました。教員も頑張っていたきたい面もあるのですが、研修等を行うといった件もありますが、教員自体が授業以外の業務の多大な負担があると。中学校においてはクラブ活動や、また個々の家庭の支援なども増えてきていると感じておまして、研修どころではないといった面も

あるのではないかとと思われる中、やはり現場だけで解決できないことは行政なり教育委員会なりがしっかりとサポートしていただくことをお願いしたいと思っております。

このICTというのは、大阪の端っこの岬町であります。これを利用することによって、いろいろなところとつながれるといった可能性も実証されておりますので、わざわざバスに乗ってどこかへ出かけるということをしなくても、予算をかけなくてもいろいろな交流ができています。実態を見させていただいておりますので、ぜひたけた人材を各小学校、中学校に配置していただいて、進めていただけるようお願いしたいと思います。

続いての質問に移ります。ポツ3、町立幼稚園、小学校、中学校の情報発信の強化をというふうに取り上げさせていただいております。

情報発信の重要性については、昨年の9月議会でも取り上げさせていただきました。それから、ホームページの更新状況はどうかということで、まず答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 竹原議員のご質問にお答えさせていただきます。

学校園のホームページにつきましては、これまで学校側から直接ホームページを編集するシステムへの接続ができず、学校発信の編集ができない環境であったため、ホームページの更新が進んでおりませんでした。学校側において編集可能な環境になったことにより、学校側でホームページを更新するためのマニュアルを作成して配付し、順次、学校園のホームページの更新を進めているところであります。

学校ホームページは、情報公開、保護者との連携など効率よく情報を伝達する重要な窓口となっており、引き続き各学校園の最新情報を掲載できるよう努めてまいりたいと思っております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 答弁をいただきました。少しずつ進んでいるのかなと思う中、やはり町内の学校を見るのにアクセスするハードルが高いと感じずにはいられません。ここは大幅なりニューアルが必要ではないかと思っております。

学校の中を発信することによって学校の魅力を発信するのと同時に、先ほど言っていたように、保護者との連携もスムーズに進みますし、重要な窓口と考えておりますので、何とかならないものかと再質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

学校のホームページにつきましては、町のホームページのフォーマットを使用しており、その中で更新作業を行っております。大幅なりリニューアルを行うには、町全体のホームページのリニューアルが必要となることから、まずは町のホームページと教育委員会のホームページを分割して、教育委員会のホームページに直接アクセスして更新作業できるよう検討を進めてまいります。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 一つ前に進んだ回答であったかと思えます。あとはやるか、やらないかということですが、私もいろいろなサイトについて内容の更新作業をしたり、情報発信作業を毎日更新したりとかしておりますが、一度やり始めたら、更新が滞ってきたら何か気持ちが悪くなってきたりします。気分的にですけれども。情報発信することによって、定住促進といった面が、やはり引越してきてくるのに、この地域の学校、幼稚園がどのようなものなのかを知ること、知って初めて来られるという面があります。何も分からないところに無理に飛び込んでくる家庭なんてないと断言できると思っております、ぜひ頻繁な更新ができるように、システムの構築とその系の教育と同時で進めていただきたいと、これは要望させていただきます。

ポツ3のところはこれで終わりで、質問の四つ目に移ります。本町の不登校支援体制はどのようなものかといったことです。

教育の充実といった面で、やはり受皿といいますか、学校に行くのがしんどい、そういう子どもたちがある一定数いるのは確かなことで、データとしても上がってきております。ここ数年にわたって、私もこの場において質問をさせていただいておりますが、なかなか前に進まない内容でございます。

そこで、近隣市町において、不登校児童等への対応の遅れから重大な、実際には命を絶たれたといった事案が発生しております。まさに対岸の火事ではなく、我が事と捉えて取り組んでいかなければ、もう直前に迫っているといっても過言ではございません。この点について、現状、教育委員会でも話はさせていただいているとは思いますが、どのような内容になっているのか、ご報告をお願いします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

本町での不登校児童生徒への対応としましては、学級担任を中心に、家庭訪問や電話連絡を繰り返し行うとともに、各学校に配置されたスクールカウンセラーが児童生徒やその保護者とカウンセリングを行っております。また、教室に入りにくい児童生徒が登校した際には、教員の別室指導による学力保障を行うなど、一人一人との関わりを大切にされた支援を行っております。

不登校児童生徒等に対する指導を行うために、教育委員会などが設置する適応指導教室がありますが、適応指導教室を整備するに当たっては、施設の選定、専門的な知識を持った人材の配置、また、それに伴う財源の確保などいくつかの課題がありますが、不登校児童生徒の居場所づくりや保護者からのニーズに備えて、適応指導教室の整備に向けた調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま答弁いただきました。なかなか進まない案件でございます。

そもそも各学校に配置されたスクールカウンセラーがおられます。しかし、学校に来られない子どもたちはそこに相談に来るといのは本末転倒でございまして、そうではないんですよ。学校に来てカウンセリングをするということ自体がもう受けられない。そしてまた、教室に入りにくい児童生徒が登校した折に支援をするといったものではなくて、そこに来れない子どもたちの支援のために何か手はずを打っていただきたいといったことでございます。

実際に、大きな市町といますか、市においては設置義務がある適応指導教室でございますが、いろいろな課題があります。そして、民間でも取り組まれている事業者並びにボランティア団体、いろいろできてきております。

本町におきましても、昨年から取り組んでいただいている団体もございます。実際、そういう子どもたちが行き場がないところをどうにかして支援する体制を整えていくのは行政の責任だと思っておりますが、そういう各種団体などと連携するといった考えはないのでしょうか。

岬町の子が岬町の施設に行かなくても、その隣町、いろいろなタイプのところへ行けるように整備もしていただきたいとは思っているのですが、とにかく岬町において、何か形のあるものを求めたいですが、いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

不登校支援につきましては、個人情報等を取り扱うため、民間施設との連携については保護者の方の理解を得るなど慎重に判断しなければならないと考えており、現時点で民間施設の連携は時期尚早ではないかというふうに考えております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 答弁の中でそういうような判断があったのかも分かりませんが、先ほども申しましたように、刻一刻と迫ってきている案件でございますので、やはりしっかりと取り組むことによって未然に問題を防止することができます。これはもう確実にできますので、しっかり

と取り組んでいただきますよう、そういう不登校の方々にも受皿があるといったことがやはり噂になりますと、岬町に越してこようという定住促進に必ずつながってまいります。

実際に、大阪の中でも池田市において、そういう学校がございます。やはりそこに行かせるために近くに家を買って通っているといった事例もございますから、しっかりと町のほうも、教育委員会のほうも勉強していただきたいと思っております。

教育分野についてはここまでの質問です。

そして、大きく二つ目のところでございます。これも定住促進策についてです。拡充をということでございます。

これは、まちづくり分野のところに質問でございますが、先ほど奥野議員からも一般質問がございました。本町に企業誘致といいますか、企業の進出が続いてくるといった田代町長の熱い思いも聞かせていただきました。

これは移住者を増やすチャンスであると、このように思っております。企業がこちらへ来ていただいて、操業していただくにしても、いろいろな優遇策、税制面においても、水道代においても優遇策があって、すぐに我が町にいい影響があるということはないと思われませんが、先を見据えたら必ず必要なことではございますが、そこで働いていただく職員、社員がたくさん本町に移住することによって、かなりの効果が生まれるのではと。これがチャンスであって、少しの行政の投資により未来の岬町が活性化されると考えております。都会にはなくて岬町にあるもの、たくさんございます。そういうメニューを追加して、定住促進をアピールしていただきたいと思っております。

そこで、ひとつ提案でございますが、多奈川駅前でございますまちづくり交流館、かなり成果を上げていただいていると、このように感じておりますが、開いている時間がとても少ないとも感じておりまして、そこに専属の職員なり説明員を配置し、移住相談窓口を設置してはどうかと、このように考えますが、担当の答弁をお願いいたします。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 竹原議員のご質問にお答えします。

本町では、平成27年度から本格的に移住施策の取組を開始し、移住相談及び支援策の拡充を図ってきたところでございます。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、リモートワークやテレワークが定着し、地方移住への関心が高まっていることから、本町においても、情報発信媒体として移住特設サイト「岬暮らしはじめませんか?」、またJ:COMチャンネルで府内大阪市以北の地域を対象に、岬町の魅力発信動画の作製など、アフターコロナを見据えた準備

を現在進めているところでございます。

今後の方向性としては、テレワークやワーケーションをはじめとした二地域居住や関係人口を見据えた移住施策を推進していきたいと考えてございます。

議員ご提案の移住相談窓口の設置につきましては、現在、企画地方創生課が移住定住の相談窓口として随時対応しておりますが、土日祝日などは対応できない状況でございます。定住支援のコーディネーターの配置や地域おこし協力隊などによる専属の職員を配置することで、移住定住の相談に加え、それに伴う起業や就労の相談、また地域で活動している人との橋渡し役など、移住定住に関する幅広い相談をワンストップでお受けすることが可能となります。

引き続き、第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域の特性を考慮しながら、先進事例等を参考に、まちづくり交流館の活用も含め、移住者ワンストップ窓口の設置について検討したいと考えてございます。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 企画地方創生監から大変前向きな答弁をいただいたと感じております。

実際に人員を配置するという事に期待をするものでございます。土日祝、結構な方々が岬町を訪れて来ていただいております。現在、深日洲本ライナーを利用されている方も、岬町に来ていただいて、何か岬町側で見るところはないかというふうを探している方もございます。船を待っている間、あそこにこういうのがあるからどうぞという案内もしたいとは思っているのですが、閉まっていればできません。

そして、先ほど答弁の中で、地域おこし協力隊という話もございました。現在、1名の協力隊が岬町においてしっかり頑張らせていただいております。いろいろな情報発信をして、魅力アップに取り組んでいただいておりますが、これが1名体制ではなくて、数名体制に拡充して、実際にかかる費用は特別交付税とお聞きしております。町の財政を使わなくても雇えるというように聞いておりますので、ぜひ拡充していただいて、移住施策を進めていただきたいと思います。

実際に、都会にあって岬町にない、また、都会になくて岬町にある、その話をいろいろなところでさせていただくと、岬町、いいところだなという話をとてもよく聞きます。Iターン、Jターン、Uターン、その中でも地元が和歌山の御坊や有田や日高や海南という方が、大阪で働いているといった方が、週1回でも週2回でも、地元から通うのは少し難しいが、大阪のこの辺でしたら地元へも1時間で帰れるし、大阪へも1時間で行ける。しかも、土地も安くて家も建てやすいとなりましたら、検討していただけるのではないかと。どうしても田舎の空気を吸いたい、そういうような方も、田舎に帰るまでもないのだけれども、岬町に留まっていただく可能性があるの

ではないか。

そして、もう一つ、Uターン、私の同級生並びに同年代の方々、大阪へ、関東へ出ていってなかなか帰ってきません。しかし、親世代、まだ岬町にいてくれています。その方は家もあるし、土地もある。どちらかという、高齢になったお父さん、お母さんを見なければならぬといったときに、やはりリモートワークを通じて、岬町に帰って来ていただく。これはまたとないチャンスでございます。

そこで、岬町でも働く場所もできてくるといったこと、その娘さん、息子さん、言ったら今、町内におられる方のお孫さんが岬町でアルバイトができるといった環境が整いつつありますので、ここはひとつ小さな投資をしていただきたい、このように要望をさせていただきます。

全体におきまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○出口 実議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

11時42分から再開いたします。

(午前11時36分 休憩)

(午前11時42分 再開)

○出口 実議長 次に、坂原正勝君の一般質問に入りますが、確認したいことがございます。

質問途中において、昼の休憩と重なる可能性もございます。その時点で暫時休憩をしたいと思います。ご了解いただけますか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 では、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。ただいま発言の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。

初めに、地域猫対策についてお聞きします。

飼い主のいない猫を野良猫と呼びますが、野良猫は様々な問題を引き起こします。敷地内や道路に放置されるふん尿、発情時の大きな鳴き声、車やバイクを傷をつけるなど、こうした被害を受けた住民が野良猫は迷惑だと思ってしまう。ましてや猫アレルギーをお持ちの方にとっては、さらに重大な問題です。

また、猫好きにとっても、野良猫が増え続けるのは望ましいことではありません。かわいい子猫が毎年生まれては死んでいく。かといって、全ての猫を飼うことはできない。つまり、猫好き

の人にとっても、猫嫌いの人にとっても、野良猫を減らすことは重要な課題になるのです。

では、そもそもなぜ野良猫がいるのでしょうか。その答えは、人に飼われていた猫が捨てられた、あるいは逃げ出した、その後に繁殖してしまったからであります。もともとは人が起こした問題であり、猫自身は迷惑をかけようとしているわけでもなく、猫は本能のまま生きていくだけで過ぎません。人の都合でペットとして飼われて、人の都合で捨てられてしまう、そのような悲しい結果として野良猫が発生しています。

もちろん猫の被害を受けている方にとっては、猫は害獣になります。このまま増え続けると、地域の環境や生態系を破壊することも考えられます。また逆に、かわいそうだからといって安易に餌をあげていると、問題はさらに大きくなります。猫の繁殖力はとても強く、1年中、繁殖可能だからです。猫の妊娠期間は約2か月、1回の出産で4匹から8匹ほど生むそうです。

環境省は、計算上、1匹のメス猫が1年後に20匹に、2年後には80匹、3年後には2,000匹以上に増えるという試算をしています。それでは、どうするのが問題になってきます。

世の中には猫が大好きな人もいれば、さほど興味がない人もいます。人間に捨てられて仕方なく野良猫になったのだから面倒をみてあげべきだという人、また、猫に興味がない人にとっては、それはさうだろうけれど、その理由は分かるけれども、かといって何で自分自身その尻拭いをしなればいけないのかと思う人もいるでしょう。それでは、誰がやればいいのかとなると、猫好きで面倒をみたいと思っている人になろうかと思えます。でも、それを1人でやるのは時間的にも、経済的にも無理があるでしょう。

そこで、地域の中で猫に愛情をかけたい人が集まって、野良猫を地域として飼う猫のことを地域猫と言うそうです。これが地域猫の概念、定義になるとのことです。

この地域猫の繁殖を防ぐため、猫の不妊手術を無料で行うさくらねこ無料不妊手術事業というものがあると聞きました。

そこで、お聞きします。さくらねこ無料不妊手術事業とはどういうものか、答弁を求めます。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えします。

さくらねこ無料不妊手術事業とは、公益財団法人どうぶつ基金が不妊・去勢手術費用を全額負担する事業のことで、地域猫活動を行うボランティア団体などと連携して、所有者のいない猫に対し、捕獲し、不妊・去勢手術を行い、その印として耳先を桜の花びらのようにV字カットし、元の場所に戻すを実施することで繁殖を防止し、地域猫をさくらねことして一代限りの命を全うさせ、所有者のいない猫に関わる苦情や殺処分の減少に寄与する活動のことです。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの答弁では、猫の去勢手術の費用を全額負担してくれる公益財団法人どうぶつ基金というものがあるということでした。

それでは、岬町として、その公益財団法人どうぶつ基金に対して、どのような関わり方をするのか、できるのか、お聞きしたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えします。

さくらねこ無料不妊手術チケット行政枠があります。内容としましては、公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業行政枠に登録し、町内の飼い主のいない猫を適切に管理する活動を進めるボランティア団体の皆様に、受け取った無料不妊手術チケットを市町村が交付窓口となり、ボランティア団体などに配付し利用していただく事業があります。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 岬町がまず公益財団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業というのに登録をするということですね。まず岬町として、その公益財団法人に登録をすると。岬町の町内の地域猫を管理しているボランティア団体から申請を受けて、役場が窓口になる感じですかね。窓口になって、どうぶつ基金に申請をして、そこから無料の猫の不妊手術のチケットをもらえると。それを役場が町内のボランティア団体に届けるというような関わり方だというのが今ありました。

岬町として、どうぶつ基金に登録するということですが、大阪府下の自治体で、さくらねこ無料不妊手術事業に登録しているところは何か所ほどありますか。お答えください。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えします。

さくらねこ無料不妊手術事業行政枠に登録している団体数につきましては、令和4年8月時点では日本全国で382団体が登録しております。また、大阪府内では36団体が登録しており、うち府内の市町村につきましては43市町村のうち、21市町がさくらねこ無料不妊手術事業行政枠に登録しております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 市町村として登録しているのが、大阪府下全部で43市町村あるうち、21の市町村が登録しているということでした。

これはぜひ岬町も登録すべきと考えますが、この件についてはいかがでしょうか。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えします。

公益財団法人どうぶつ基金、さくらねこ無料不妊手術事業のさくらねこ無料不妊手術チケット行政枠を利用することは、町民の快適な生活環境の確保を図るとともに、飼い主のいない猫による住民トラブルを少しでも軽減できるのではないかと考えております。また、一般枠と行政枠の違いでは、一般枠の1か月の申請枚数は20枚までとなっておりますが、行政枠の申請枚数は制限なしとなっております。このようなことから、さくらねこ無料不妊手術チケット行政枠の登録を検討してまいりたいと考えております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 行政枠という言葉がありましたが、そのどうぶつ基金という団体に登録するのは市町村単位で、また民間のボランティア団体単位でもいいということですね、一般枠としてね。ただ、一般枠の場合は1か月に上限があって20枚まで、20匹までということですよ。それから、行政が窓口になる場合は制限がないと。非常によい話だと思いました。

ただ、先ほどから説明を聞いていると、猫の不妊手術の無料チケットを申請して受け取るためには、地域猫を管理するボランティア団体が必要になると思います。岬町内のボランティア団体ですね、住民によるね。それが必要になると思いますが、現在、岬町にはボランティア団体はあるのでしょうか。お聞きします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えします。

本町では、愛護団体は現在のところございません。

さくらねこ無料不妊手術事業行政枠に登録するには、目的、定義、交付対象などを定めた利用取扱要領の制定が必要となります。様々な団体が利用できるよう、他市町村の先進的事例の調査研究を行い、要領を含め、検討してまいりたいと考えております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 岬町にはその団体がないということですね。ないので、早急にボランティア団体を立ち上げないといけないのですが、そのボランティア団体が地域猫、さくらねこの無料チケットを受け取りますという、町に登録しないとイケないわけですよ、ボランティア団体としてね。その登録という制度を受け付けるための仕組みが今までなかったということですね、岬町にはね。ですので、その仕組みづくりは早急に行っていただきたいと思います。

この地域猫、さくらねこの活動をしているボランティアの方、泉佐野在住の方に来て、話を

聞きました。その人たちは猫好きで、猫がかわいそうだと。むやみに猫の繁殖を野放しにするのではなくて、去勢手術をしながら、その猫を一代限りの猫の一生といいますか、それを全うさせてあげたいという思いから取り組んでいるのだという話がありました。

チケットをもらうのだけど、チケットをもらった後にどうするのかという話ですが、そのチケット、猫の不妊手術をしてくれる無料のチケットですけれども、使える病院が決まっているらしいのですよね。その病院まで連れて行かないといけない。連れて行くためには、まず猫を捕らえないといけないのですが、その猫を捕らえるのも、餌やり場で罠をしかけてするそうです。そういうのを岬町の住民ができるのかという話ですが、その泉佐野の人に聞くと、そういうお手伝いを全部一からさせてもらいますという話でしたので、岬町にも猫屋敷化している場所がいくつかあると聞いております。その辺の住民に話をつけて、ぜひボランティア団体をつくっていきたいというように思います。

私は、この地域猫対策については、5年前にも一般質問をしました。当時は、今のような無料で不妊手術チケットを受け取れる団体の存在を知らなかったため、岬町に猫対策の予算はないとのことで、前向きな答弁はありませんでした。しかし、今回は、町としては費用もかからずに猫対策を進めていけるというわけですから、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

まずは、町内でボランティア団体が登録できるよう、町として体制づくりを急ぐ必要があります。

近隣で、このどうぶつ基金という団体に登録している市町村は、泉佐野市、阪南市が既に登録していると聞いております。これらの先進事例を参考にして、早急に対応していただき、住民の生活環境向上のため、取組を進めることを強く求めて、この質問を終わります。

議長、ここで一旦休憩ということで。

○出口 実議長 これですら一旦、昼の休憩に入らせてもらってもよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしということで、休憩に入ります。

再開は13時でございます。よろしくお願ひします。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 では、午前中に引き続きまして、質問をいたします。

次に、3歳児健診についてお聞きします。

3歳児健診とは、正確には3歳児健康診査といい、母子保健法第12条に定められており、満3歳を超え、満4歳に達しない幼児を対象として、市町村が実施しております。

3歳児健康診査、省略して3歳児健診と呼びますが、その健診項目は、身体発育状況や栄養状態など多岐にわたりますが、ここでは特に視力検査についてお聞きします。

日本弱視斜視学会のホームページによると、視力は言葉や歩行などと同じく、成長に伴ってだんだん獲得する能力で、0歳では0.1ぐらいの視力しかなく、3歳までに急速に発達し、6歳ぐらいでほぼ完成すると言われていています。弱視の発見が遅れると、弱視というのは、めがねやコンタクトレンズを使用しても視力が上がらないことになっています。この弱視の発見が、小学校に入学する年齢になると治療は難しくなるため、早い時期に発見し、治療を開始する必要があるとあります。

そこでお聞きしますが、現在、岬町では、3歳児健診の視覚検査はどのようになっているか、また、その検査の結果、異常が確認された件数はどれぐらいあるのか、お答えください。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市町村が実施します3歳児健康診査における視覚検査につきましては、視力検査及び視覚に関するアンケートを家庭において行うもので、本町でも3歳6か月健診で同様に実施しております。

家庭でできなかった子どもには健診会場で検査を行い、それらの検査結果やアンケートを基に、目の疾病及び異常の有無について確認します。最終には、小児科の先生の判断により、必要に応じて、眼科医療機関での精密検査を紹介しております。

健診の結果、精密検査を紹介した件数につきましては、令和3年度の実績では、精密検査を紹介した件数は0件、令和2年度の実績では、精密検査を紹介した件数は1件で、乱視及び遠視の治療が必要との検査結果でございました。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 3歳児健診、岬町では3歳6か月に行っているとのことでした。

幼児期の子どもは、自分自身で見えにくさを自覚するのが難しい。また、家族も見えにくいというのを気がつきにくいことが多いと言われております。

視力の異常を検査する屈折検査機という機器があると聞いています。その機器を用いてする検査を屈折検査と呼ぶのだそうですが、弱視につながる遠視や乱視といった目の屈折異常などを検

査する機器のことだと。その検査方法は、その機器と向かい合って座って、検査時間は約30秒から1分程度で終わると。現在行っている家庭での視力検査、子どもに絵などを見せて行う検査ですね、その視力検査だけでは目の異常を見逃してしまうおそれがあります。だが、この機器を使うことで、弱視や斜視の発見率が高まってきます。

既にこの機器を導入している市町村もあると聞きましたが、この機器を導入して屈折検査を実施している自治体はどれほどあるのでしょうか。お答えください。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今、ご紹介いただきました屈折検査を実施しています自治体につきまして、大阪府下市町村で既に実施している市町村は7団体、令和4年度から実施予定の市町村が15団体、令和5年度で検討する市町村が20団体です。また、近隣市町では、泉佐野市は既に実施しておりまして、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町は令和5年度で実施を検討されていると聞いております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 実は、この屈折検査を実施している市町村がかなりあるということですよね。しかも、岬町を取り巻く近隣の市町、泉佐野以南ではもう行っていないのは岬町だけと、来年から検査を実施すると決まっているということでした。

そういうことで、岬町でもぜひ屈折検査というものを実施するべきと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

視の機能は、眼球や脳の発達に伴い、乳幼児期において急速に発達します。視力の発達の遅れである弱視は、視覚発達の感受性のある6歳頃までに治療を行うことにより、良好な視力を得られる可能性が高く、早期発見・早期治療が重要であると言われております。

他の自治体で実施している屈折検査の機器は、先ほど議員のほうからもご紹介がありましたように、持ち運びしやすいハンディタイプで、幼児への負担がなく、短時間で弱視の主な原因となる屈折異常や斜視の測定ができると聞いております。検査を行う医療職の確保、機器の購入及び暗室するための検査場所の整備など、費用面について財政部局と協議の上、実施体制も含めて検討したいと考えております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 岬町は、子育てしやすい町だから引っ越してきた、これからもさらによくなるよ

うに期待していると子育て世代の方からの声を聞きました。実は最近、何人も声を聞くことが多くなりました。

また、来年度には子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするためとして、こども家庭庁が創設され、国を挙げて子ども政策に取り組むことが決定しております。

岬町としても、子育てしやすいまちづくり政策として、ぜひ導入してはどうかと思いますが、これは最後に、田代町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

3歳児の大事な時期に、屈折検査の導入についてのご質問なんですけれども、私もこの資料を見て、市町村が実施主体となっておるということに改めて認識したわけなんですけれども、やはり子育て環境をしっかりとやっていこうという当町においては、議員ご指摘のとおり、いろんな環境整備をしっかりとやっていかなきゃならない中の大事な一つとして、この機材を購入して、しっかりとそういった子どもの目の健康管理、また、他の健康管理についても、そういった設備をしっかりと整えて、子どもの健康を守れるように、令和5年度に向けて速やかにやってまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この検査機器の購入費用については、国あるいは府の補助金があると聞いています。ぜひ、この屈折検査を導入されるように強く求めます。

次の質問に移ります。サイクリング人口増加についてです。

健康増進のため、また、趣味として、最近サイクリングをする人が増えているように思われます。岬町においても、サイクルルートの設置やサイクリストに焦点を当てた深日洲本ライナーを運行しています。岬町にサイクリングで訪れる人を増やし、岬町の住民にも自転車の利用をもっと促すべきだと思います。観光振興と岬町住民の健康増進を図るため、さらにサイクリング人口増加に向けて、サイクリング時の交通安全対策として、また、サイクリングへの意識啓発のために、自転車に貼る反射板やシール、ライトなどを町で無料配布してはどうかと考えます。

担当者の取組とお考えをお聞きします。

○出口 実議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、サイクリング人口の増加に伴う岬町の対応につきましてお答えさせていただきます。

自転車の利用環境の向上や自転車の利用による観光振興、健康づくりの推進などを目指し、自

転車を取り巻く環境の現状と課題に対し、今後10年間の取組方針をまとめた岬町自転車活用推進計画の策定を令和4年3月に行いました。

本町の自転車活用推進計画の策定に至った背景及び目的は、自転車は身近な移動手段として、通勤・通学や買い物など様々な場面で利用されており、近年ではサイクルツーリズムをはじめとして自転車は地域づくりや観光振興の分野でも大きく注目されているところです。また、自転車は環境に優しく、健康づくりにつながるなど様々な視点からの価値が認識されてきています。そうした自転車への関心の高まりを踏まえ、我が国では自転車活用推進法が平成29年に施行され、平成30年には自転車活用推進計画が、令和元年度には大阪府自転車活用推進計画が策定されています。本町においても、サイクルツーリズムの推進による観光振興、自転車利用の促進、誰もが安心・安全に自転車を利用できる地域の実現の3つの目標と、それに基づく9つの施策により、地域づくりと観光振興に向けた安全で快適な自転車利用の推進を図るため、岬町自転車活用推進計画を策定いたしました。

その3つの目標に基づく9つの施策としましては、一つ目が、大阪府や泉州エリア、淡路島、和歌山県、国と連携したサイクルツーリズム推進の取組を一層進め、周辺の様々なルートと接続し、新たな人の流れをつくっていきたいと考え、広域圏でのサイクルツーリズム振興に向けた周辺市町村や関係府県との連携推進に取り組んでまいります。

2つ目が、町内でレンタルサイクルの利用ができる場所は、深日港観光案内所「さんぼるた」のみとなっていることから、町内の回遊性向上及び利用者の利便性の向上を図るため、新たにみさき公園駅前観光案内所へのレンタルサイクル拠点の新規整備の検討など実施に向け、町内のサイクルツーリズム振興に取り組んでまいります。

3つ目が、通勤での自転車利用を推奨することで、運動の機会を確保するなど、自転車通勤を行いやすい環境づくりの実施に向け、自転車通勤の促進に取り組んでまいります。

4つ目が、健康づくりの一つとして、自転車の利用について、周知啓発の実施に向け、自転車を活用した健康づくりの推進に取り組んでまいります。

5つ目が、主要路線及び副路線に青矢羽根の設置により、自転車通行空間を明示する整備などの実施に向け、自転車通行区間の計画的な整備推進に取り組んでまいります。

6つ目が、既存の駐輪場の自転車を整頓するなどの実施に向け、地域のニーズに応じた駐輪場などの適正な管理運営に取り組んでまいります。

7つ目が、交通安全意識向上を図る交通啓発などの実施に向け、自転車の安全利用の促進に取り組んでまいります。

8つ目が、警察と連携し、幼稚園・小学校などにおいて交通安全教室などの実施に向け、学校における交通安全教育の促進に取り組んでまいります。

最後に、9つ目としまして、地震など災害発生時に職員が災害対応のため指定された勤務地に参集する際に、電車などの公共交通機関の利用が困難な場合は自転車も活用して参集し、速やかに災害対応に従事できるよう、災害時における自転車活用の推進に取り組んでまいります。

今後は地域づくりと観光振興に向けた、安全で快適な自転車利用の推進を図るために、道路管理者、交通管理者、関係行政機関、町民が相互に連携し、それぞれの取組を一体的に推進していくことが重要であり、そのための協力体制の構築、各取組の進捗状況や取組実施における課題などの共有を図り、効果的かつスムーズな取組実現を目指してまいりたいと考えております。

○出口 実議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 深日洲本ライナーを活用したサイクリストの岬町への誘客についてお答えをさせていただきます。

深日洲本ライナーにつきましては、「大阪湾をつなぐ！広域型サイクル・ツーリズム事業」として、大阪府をはじめ和歌山県、広くは近畿圏のサイクルルートと淡路島を海上でつなぐことで、一度は途絶えた人の流れを取り戻すとともに、岬町への交流人口を増やし、まちの価値を高める取組として、これまで3万7,440人の方にご乗船をいただいております、そのうちサイクリストは4,491人おられ、全体の約12%を占めております。

令和4年度からは、広域型サイクルツーリズムを活用したまちづくり事業として、内閣府より3か年の地域再生計画の認可をいただき、観光ガイドの育成や大阪湾南回り広域観光ルートの形成、サイクリングの促進などの取組を実施することで、滞在型・着地型観光への転換を図りたいと考えております。

この地域再生計画でのサイクリングの促進としまして、サイクリングのきっかけとなるイベントの実施により、車社会の中、自転車を趣味や移動手段として活用を促進し、住民の健康増進を図るとともに、大阪湾南回り広域観光ルートの利用者層の需要拡大を図る取組を計画しております。

具体的な取組としまして、7月18日の海の日に、自転車部品と釣り具の製造で世界トップシェアの株式会社シマノが運営するシマノスクエアと連携した「R i d e & F i s h イベント」を開催し、参加者には岬町の海沿いをサイクリングしていただくとともに、とっとパーク小島での釣りをセットとした企画を楽しんでいただきました。

8月11日には、「深日洲本ライナーで行く岬町親子サイクリング企画」を開催し、夏休みの

思い出づくりとして、親子で岬町の風光明媚な海岸沿いを本格スポーツサイクルで走行しながら、散策していただきました。

また、10月2日には、「深日洲本ライナーで行く淡路島ワクワク体験ツアー」の開催を予定しており、今後もサイクリングによる取組を実施することで、深日洲本ライナーと連携した岬町への誘客を図ってまいりたいと考えております。

○出口 実議長 都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 先ほど私から、9つの施策をお示しさせていただいた中で、特に自転車の安全対策、ハード面としまして、青矢羽根の必要性についてご説明させていただきます。

自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行区間の計画的な整備を図ることで、誰もが安心・安全に自転車を利用できることから、本町は岬町自転車活用促進計画に府道を主要路線と位置づけ、大阪府で青矢羽根の設置などの要望を行ったところ、大阪府は令和4年度で町内の府道に青矢羽根設置を行うため設計を発注されているとのことで、令和5年度から令和6年度にかけて、府道と歌山阪南線の道の駅みさきから深日ロータリーまで青矢羽根の設置を行い、引き続き岬加太港線の小島地区まで、青矢羽根の設置を予定していると同っております。

また、本町においても、舗装修繕計画を今年度に策定する予定で、令和5年度からその舗装修繕計画に基づき、国の財源確保に努めながら舗装の修繕を行うとともに、青矢羽根の整備も検討してまいりたいと考えております。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 私のほうからは、自転車安全対策、ソフト部分としまして、安全対策グッズの無料配布についてのご質問にお答えします。

国や大阪府の統計によりますと、府内の2021年の交通事故の発生件数は、2万5,388件で、東京都に次いで二番目に多い状況です。一方、自転車事故は8,880件で、全体の35%を占めており、これは全国の22.8%を10ポイント以上も上回っております。

このような状況の中、サイクリストの方々や本町住民の皆様に対しまして、安心・安全に自転車を利用していただくために、交通安全対策グッズを無料配布することは交通安全対策として有効であると考えております。夜間の自転車は自動車のドライバーから見えにくく、特に、日没前後1時間の薄暮の時間帯は周囲の視界が徐々に悪くなり、大変危険であることから、反射材用品の活用が重要であると考えております。

これにより、自転車を利用される方の安全確保はもとより、自動車のドライバーの安心にもつながることから、反射材用品などの安全対策グッズの無料配布について検討してまいりたいと考

えております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 各担当から様々な報告がありました。

その中で少し分かりにくかったのが、府道の青矢羽根、あれは道路の路面の左側に青色の標示でVの反対を描いている、そこを自転車が通るよというその合図ですね。

和歌山市については既にもう行っていますね。和歌山市ではそんなのよく見かけます。あれは、ここは自転車が通るところですよという標示なわけですね。そういうのを府道の道の駅から深日ロータリーまでは取りかかるということですね。それは、上り下り両方ともということですかね、それ分かります？青矢羽根といたら、そういうことやね。

それから、サイクルルート of 補修という計画もありました。みさき公園の裏にある海岸通りですね。あの道も実は岬町が指定するサイクルルートになっていると。ところがあの道、車で走っていてもその道の悪いの分かるのですが、自転車で走るとさらに悪いのが分かりますよね。もう凸凹になってるよね。あれ以前にも質問したのですけれども、その道の路面補修も進めて取り組んでいくということでしたね。

様々各方面からの取組を進めていってほしいと思います。また、いろいろ取組、計画がなされて、それに基づいて進めていくとありました。その中の一つに、今年3月には、岬町自転車活用推進計画というのが策定された、今年の3月ですね。そういうのが策定されて、細かく幾つもの取組項目がありました。

ここで私は思うのですが、幾らそういう計画が策定されて、細かくつくられても、実際にそれらその取組に一つ一つに取り組む担当職員の意識や行動に変化がなければ、全て絵に描いた餅になってしまいます。

そもそも住民は、岬町自転車活用推進計画の存在すら知りません。もっと住民に見えるようにすればどうかと思うんですよね。これ例えばの話で取り上げますけれど、その自転車をもっと活用していくというところで、例えば、役場職員が率先して自転車通勤をすると。自転車通勤を皆に言うだけではなくて、先にもう役場職員から率先して行っていくと。私も時間がある日は、淡輪の自宅から役場まで自転車通勤をすることもあります。また、役場職員が現地に出向いて現地確認する、そういう確認作業がある場合、そういうときも、あまり遠いところは無理ですが、役場周辺の近いところだけでも自動車ではなく自転車で行くようにすると。その自転車には、岬町役場と分かるように表示しておく。そうしたら、役場も本腰入れて自転車活用してるのだからってそういうふうに見えると思うんですね、住民にね。そういう工夫がいるのではないかと思います。

ですね。

役所の悪いところと言うと語弊があるかもしれませんが、計画はつくるのだけれど、それを実際に取り組んでいくときに、住民に見えにくいというのがあるんですよね。だから、住民の目線に立って、住民を巻き込んでやっていこうっていうのだったら、住民によく見えるように、分かるように取組を進めていってはどうかというふうに思います。

そういう役場職員の姿を見て、住民は役場の本気度を知ることができると思うんですね。また、自転車活用の意識啓発もなされていくのではないかと思います。

様々ないろいろな取組が計画されているわけですから、一つ一つ丁寧に、情熱を持って進めていただきたいと求めます。

以上で、私の一般質問は終わります。

○出口 実議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。13時41分から再開いたします。

(午後 1時31分 休憩)

(午後 1時41分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ご指名をいただきました、谷地泰平です。

議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

一般質問に先立ちまして、今回の私の一般質問では、議会改革の一つとして、参考資料を町長をはじめ理事者、議員、傍聴者全員に配付しています。

これまで一般質問は、原則として口頭のみであったため、グラフや写真といった視覚効果を用いた説明が難しいケースがありました。また、傍聴者の方からは、以前から資料が何もないため、議会で何を審議しているのか分からないという声がたくさんありました。そこで今回、一部の参考資料という形にはなりますが、資料を配付することにより、一般質問を効果的かつ効率的に行うことができ、また、傍聴者の方にも話している内容が分かりやすくなると思います。

傍聴席の前に2台モニターを設置しております。こちらには、配付資料と同じものが映されます。これにより、どの資料について説明しているのかがより分かりやすくなると思います。あくまでも、今回は試しに実施してみるということで、手持ちのモニターを使用しておりますので、若干小さくて見づらいかもしれませんがご了承願います。

議会改革は、議会をよりよいものにしていくためのものであり、これまでのやり方にとらわれず、どんどん新たな試みにチャレンジしていきたいと思います。今回の資料配付、モニター設置もそういった試みの一環です。今後の議会改革の参考とさせていただきたいため、皆さんぜひ率直なご意見、ご感想を頂戴できればと思います。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

まず、一つ目の質問です。一つ目は、循環型社会の実現に向けた取組についてです。

私は令和4年の3月議会において、財源確保の方法として、ごみ排出量の削減についてもっと取り組むべきだと訴えました。これに対して理事者からは、ごみ減量の啓発をはじめとする他市町村の先進的事例の調査研究を行い、取組を強化してまいりたいとの答弁をいただきました。

あれから半年が経過しておりますが、現在の取組状況について回答をお願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えします。

ごみ排出量削減に向けた住民への啓発につきましては、環境に優しいまちを目指して4R施策を推進するため、岬だより令和4年7月号にごみを減らす4R運動を实践しようを掲載し、啓発を行っております。

他市町村の先進的事例の調査研究などの取組の状況につきましては、エコバッグやマイボトルなどの普及啓発によるプラスチックごみ削減に向けた取組の啓発や生ごみの使い切り・食べ切り・水切りのような3切り運動、生ごみ処理機購入助成金による食品ロス削減に向けた取組の啓発を行っている市町が多い状況です。

本町におきましても、ごみの減量化を推進するため、プラスチックごみ削減、食品ロス削減に向けた取組など住民一人一人がごみの減量に関心を持っていただけるよう啓発活動を行いたいと考えております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 確かに、岬だより令和4年7月号には、ごみを減らす4R運動を实践しようとして、4Rの説明や具体例が掲載されておりますが、あくまでもゼロカーボンシティ宣言に関する記事の一コマであり、啓発としては決して十分なものではないと思います。

まずは、もっと岬町のごみ処理の現状を知ってもらう必要があると思います。実際に、一部の住民さんに私が調査した岬町のごみ処理の状況について説明したところ、とても衝撃を受けておりました。

そこで今回、ごみ処理に関する一部のデータを集計した結果を資料にまとめましたのでお見せ

したいと思います。なお、集計に使用したデータは、環境省が公開している廃棄物処理技術情報というサイトに掲載されている一般廃棄物処理実態調査結果です。一般廃棄物処理実態調査は、一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、全国の市町村及び特別地方公共団体に対して毎年行っている調査です。最新データは、今年の4月20日に令和2年度の調査結果が公表されております。

まず初めに、お配りしている資料の資料1をご覧ください。なお、資料番号は右上に記載しております。こちらのデータは、1人1日当たりの生活系ごみ排出量について、平成28年度から令和2年度までの5年間分を示したものです。黄色が岬町、赤が大阪府平均、青が全国平均です。なお、生活系ごみというのは家庭から出るごみの量であり、事業者が出すごみは含まれておりません。見てお分かりのように、岬町はずっと大阪府平均、全国平均に比べて、排出量がかなり多いです。これを順位で見ると、大阪府は43自治体、全国は1,741自治体ある中で、岬町はかなり低い順位であり、令和元年度、令和2年度においては、2年連続大阪府で最下位という結果です。なお、令和2年度は、岬町889グラム、大阪府平均565グラム、全国平均649グラムです。

次に、資料2をご覧ください。こちらは、令和2年度の1人1日当たりの生活系ごみ排出量について、大阪府の自治体を排出量の低い順に並べたものです。これを見ると、一部の自治体だけが突出して排出量が少ないというわけではなく、やはり岬町はほかの自治体に比べて、排出量が多いことが分かります。

次に、資料3をご覧ください。こちらは、リサイクル率を示したものです。先ほど同様に、平成28年度から令和2年度までの5年間分であり、黄色が岬町、赤が大阪府平均、青が全国平均です。リサイクル率についても、岬町は大阪府平均、全国平均に比べてかなり低いです。順位で見てもかなり低い順位であり、1人1日当たりの生活系ごみ排出量同様に、令和元年度、令和2年度においては、2年連続大阪府で最下位という結果です。なお、令和2年度は、岬町6.2%、大阪府平均13.3%、全国平均18%です。

次に、資料4をご覧ください。こちらは、令和2年度のリサイクル率について、大阪府の自治体を割合の高い順に並べたものです。これを見ると、先ほどの1人1日当たりの生活系ごみ排出量同様に、一部の自治体だけが突出してリサイクル率が高いというわけではなく、岬町がほかの自治体に比べて割合が低いということが分かります。

次に、資料5をご覧ください。こちらは、1人当たりのごみ処理経費を示したものです。先ほどまでと同様に、平成28年度から令和2年度までの5年間分であり、黄色が岬町、赤が大阪府

平均、青が全国平均です。平成30年度、令和元年度は改修工事があったため、その分ごみ処理経費も増えておりますが、それ以外の年度を見ても、岬町は大阪府平均、全国平均と比べてかなり高いです。順位で見ても、1人1日当たりの生活系ごみ排出量、リサイクル率同様に、かなり低い順位です。なお、令和2年度は、岬町2万2,530円、大阪府平均1万2,241円、全国平均1万4,677円です。

次に、資料6をご覧ください。こちらは、令和2年度の1人当たりのごみ処理経費について、大阪府の自治体を金額の低い順に並べたものです。なお、改修工事などが発生した年度は、大幅に金額が増えるため、純粋にランニングコストの比較を行うために、建設改良費は除いた金額になります。これを見ると、先ほどまでの1人1日当たりの生活系ごみ排出量、リサイクル率同様に、一部の自治体だけが突出してごみ処理費経費が低いというわけではなく、岬町がほかの自治体に比べて金額が高いということが分かります。

これらの結果から分かるとおり、岬町は1人1日当たりの生活系ごみ排出量が多い、リサイクル率が低い、そして、1人当たりのごみ処理経費が高いというのが現状です。しかし、逆に言えば、ごみ排出量を減らす、リサイクル率を高める、そして、ごみ処理経費を削減する余地がまだまだあるということだと思います。

資料7をご覧ください。こちら、先ほどと同じ環境省の廃棄物処理技術情報にて、毎年公表されている一般廃棄物の排出及び処理状況等、令和2年度についての抜粋です。3Rの取組ベスト3の自治体を、人口によって10万人未満、10万人以上50万人未満、50万人以上の3つの区分に分けて示しています。また、1人1日当たりのごみ排出量は、生活系ごみだけでなく事業系ごみも含んだものです。人口10万人未満のところを見てみると、リデュース1人1日当たりのごみ排出量、1位、長野県川上村332.2グラム。これに対して岬町は、1,074グラム、3分の1以下です。リサイクル、これリサイクル率1位、鹿児島県大崎町83.1%。これに対して岬町は、6.2%、15倍以上です。ごみを減らす取組に力を入れている自治体とは、これだけ差があるんです。逆に言えば、これだけまだまだ取り組む余地があるということです。

そこで、お聞きします。ごみを減らすことによって、中間処理や最終処分といった経費は、直接的に削減することができると思いますが、収集運搬経費は、ごみの量よりも収集運搬の距離、回収拠点の数、収集頻度といった要素が深く関係しています。収集運搬経費は、令和4年度も1億円以上が計上されており、ごみ処理経費の4分の1を占めています。

そこで、現在月に4回、品目ごとに分けて収集している小型不燃ごみをまとめて収集することによって、収集運搬経費を削減することはできないでしょうか。小型不燃ごみは、蛍光灯、電球、

金属、瀬戸物、ガラス、乾電池といったものであり、それほどたくさん出るものではないと考えられ、まとめて収集が可能ではないかと考えます。

また、これにより、収集頻度が減ることによって、現在、アルミ缶、スチール缶、瓶をまとめて収集していることにより、有価物として売却収入を得ることができていませんが、別々の日で収集することができるようになり、有価物としての売却収入を得られるようになると考えます。

回答をお願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えします。

小型不燃ごみの収集につきましては、以前に金属類や蛍光灯など、小型不燃ごみの種類を特定し、収集する日を設け、実施したことがありました。しかし、小型不燃ごみのほかに、家具などの大型粗大ごみや処理困難物が大量に排出され、収集日のみでは収集できず、通常の可燃ごみ収集にも影響が出るなどの混乱が生じ、大変苦慮したことがありました。

以後、まとめての収集ではなく、収集品目を蛍光灯、金属製品、瀬戸物、ガラス、乾電池に特定し、それぞれ週1回収集する方式としているところです。これに係る経費につきましては、可燃ごみ及び資源ごみ収集運搬委託料に車両の燃料費を計上しております。

このような経緯から、まとめて収集を行うことは、粗大ごみの混入が予想されることや、分別スペースの確保、分別経費などが必要になると考えられます。また、通常のごみ収集にも影響を与えるため、実施は困難と考えますので、ご理解をよろしくお願いします。

議員ご指摘の、ごみ処理経費の削減を行うためには、ごみ排出量を削減していただくことが効果的であると考え、住民一人一人のご協力が重要であると考えております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。

先ほどの答弁によると、やはりまずは住民一人一人にきちんと協力してもらえるように啓発活動に取り組むことが最重要ということだと思います。

この啓発活動についてですが、最初答弁にて、令和4年7月号で4R運動の啓発を行ったとのことですが、岬町で策定されている第2次一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画のごみ処理計画における具体的施策にて、（仮称）ごみ通信みさきを毎年定期的に作成し、全戸配布を予定しますとされています。

資料8が、その抜粋部分です。計画策定から4年目になりますが、まだ一度も発行されていません。ほかにもまだ実施されていない施策がたくさんありますが、まずはこの（仮称）ごみ通信

みさきを発行し、啓発活動に取り組むべきと考えますが、どのような状況でしょうか、回答をお願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えします。

近年、地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染が世界的な課題となっております。私たち一人一人が、将来のためにしっかり意識して行動をしていく必要があります。

そのため、ごみの発生抑制、分別排出を徹底するなどの取組を実践することが求められています。（仮称）ごみ通信みさきにつきましては、一般廃棄物処理基本計画で、ごみ関係の啓発の施策の一つに、定期的に作成し、啓発活動を行い、広報内容の充実を図るとありますが、先ほどご紹介いたしましたごみを減らす4R運動を実践しように続き、本町の広報媒体である岬だより、ホームページなどにより、ごみの減量に向けた啓発を行ってまいります。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 令和4年7月号での4R運動ぐらいの啓発、これを1年に1回くらい行ったぐらいでは、決して十分な啓発にはなりません。施策はあくまでも手段であり、大事なものは結果につながることで、きちんと結果につながるような啓発活動の実施をお願いします。

また、ごみ処理計画では、平成32年度は、第4次岬町総合計画、国の循環基本計画及び大阪府循環型社会推進計画の目標最終年度となっており、その後策定される次期計画の目標指標等々整合性を図る必要があることから、平成32年度を中間目標年次として見直しを図ることとします、とされています。令和3年度には、第5次岬町総合計画も策定され、令和3年3月には、新たに大阪府循環型社会推進計画も策定されています。これに合わせて、計画の見直しを図るべきではないでしょうか、回答をお願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えします。

ごみ処理基本計画につきましては、第5次岬町総合計画、国の循環型基本計画や大阪府循環型社会推進計画との整合性を図る必要があることから、来年度に見直しを図る予定です。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 第5次岬町総合計画、大阪府循環型社会推進計画が策定されてから1年以上経過しています。早急に見直しを図るようお願いいたします。

この件については、最後の質問です。

美化センターの老朽化により、多額の改修費用が発生していますが、更新または広域処理につ

いてはどのように検討しておりますでしょうか、回答をお願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えします。

現在のごみ処理施設は、昭和61年から稼働し、平成12年の基幹改造を経て36年が経過しております。これまで施設では、日常の保全に努め、設備・機器を更新することで、施設全体の延命化を図っております。

広域処理につきましては、ごみ処理施設の老朽化や人口の減少、少子高齢化の進展など、ごみ処理施設を取り巻く様々な環境の変化に対し、2市1町、泉南市、阪南市、岬町でごみ処理施設の在り方検討勉強会を設置し、平成30年6月から令和2年3月にかけて、ごみ処理施設の現状把握と現有のごみ処理施設の効率的な維持管理方法など延命化の取組と将来のごみ処理施設の在り方について検討を行いました。その結果、広域処理については、設備の更新・修理費用などに係る財政負担の軽減がありますが、本町から広域処理施設の運搬経費の増加など課題が多いと考えております。そのため、施設の延命化を引き続き取り組み、単独処理を継続してまいりたいと考えております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁にて、現時点では広域処理については課題が多いため、施設の延命化を図りながら単独処理を継続する方針とのことですが、平成31年3月29日には、環境省より「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」として広域化・集約化についての考えが示され、これを受けて大阪府では、令和元年8月に大阪府ごみ処理広域化計画を策定し、広域化・集約化を推進している状況です。

施設が老朽化している中、単独処理として更新するのか、それとも、広域化・集約化するかといったことは、今後何十年という長い期間での岬町のごみ処理に関わってきます。また、環境省も通知の中で、広域化・集約化の必要性として、1、持続可能な適正処理の確保、2、気候変動対策の推進、3、廃棄物の資源化、バイオマス利活用の推進、4、災害対策の強化、5、地域への新たな価値の創出の5つの要素を示しています。今後も、岬町、世の中を取り巻く環境は大きく変化していきます。こういった環境の変化も捉えながら、様々な視点を持って引き続き単独処理とするのか、広域化・集約化するのか、検討を続けていただければと思います。

最後に、岬町は自然が豊かなのが魅力の一つです。自然豊かなまちだからこそ、住民一人一人が環境問題に対してきちんと目を向け、循環型社会の実現に向けて取り組むべきではないでしょうか。そして、その取組の一つがごみの削減です。それには、住民一人一人の協力が必要不可欠

です。そして、そのためにはきちんと行政からごみ処理の現状や正しい知識、制度や取組などの情報を住民に届け、啓発活動に取り組んでもらう必要があります。もしも、これによってごみが減り、財源の確保にもつなげることができれば、住民サービスの向上や新たな事業にも取り組むことができます。これこそが、岬町が目指す協働のまちづくりの形の一つではないでしょうか。

以上で、この件についての質問を終わります。

次に、2つ目は、公共施設の実態把握についてです。

令和4年4月に、国から通知された公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の改定等について、という指針の改定に伴い、岬町公共施設適正化基本方針を改めて、岬町公共施設等総合管理計画の策定を進めている状況かと思えます。岬町公共施設適正化基本方針は、平成27年度から令和6年度までの10年間の取組期間となっていました。その途中で改めて、岬町公共施設等総合管理計画として、新たに計画を策定することになります。

そして、岬町公共施設等総合管理計画の計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間です。計画の途中で、新たな計画を策定し、新たな計画期間を設けて取り組まれるのであれば、これまでの計画の実績についてきちんと評価する必要があります。特に、岬町においては、公共施設の老朽化は大きな課題であり、岬町公共施設適正化基本方針が策定されてから今年で8年目。取組期間の7割が経過した状況です。

そこで、お聞きします。これまでの岬町公共施設適正化基本方針に基づいて実施された公共施設適正化の実績について、説明をお願いします。

○出口 実議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 谷地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくと予想されることを踏まえ、長期的な視点を持って公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。

こうした中、国からの策定の要請を踏まえ、本町では平成27年3月に「岬町公共施設適正化基本方針」を策定いたしました。その後、本町においては、関西電力多奈川第二発電所の廃止や南海電鉄のみさき公園事業からの撤退に伴う施設の無償譲渡等により、公共施設等の延床面積に変動が生じたこと、また、国からの見直し要請があったことなどから、「岬町公共施設適正化基本方針」を改め、現在、「岬町公共施設等総合管理計画」の策定を進めているところでございます。

本町では、平成27年3月に策定した「岬町公共施設適正化基本方針」により行った公共施設の適正配置といたしましては、これまで耐震化された深日小学校の余裕教室に深日保育所の移設を、廃止となっていた深日火葬場の解体撤去、学校給食センターと岬中学校給食調理場の統合、耐震性に課題のありました町営緑ヶ丘住宅の建て替えをそれぞれ行い、本町の政策課題であります子育て環境の充実、安全・安心なまちづくりに資する公共施設の適正配置に優先的に取り組んできたところでございます。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁にて、これまでは政策課題である子育て環境の充実、安全・安心のまちづくりに対する公共施設適正化を優先的に取り組んできたということだと思います。

こちらの資料9をご覧ください。こちらは、岬町公共施設適正化基本方針の具体的な取組の抜粋です。

具体的な取組の一番最初に、①実態把握について記載されています。1、利用率、稼働率、2、利用方法、実態、3、民間委託等（指定管理）、4、広域化の検討、5、統廃合、6、空きスペースの有無、7、更新または大規模改修の必要性の7つに分類して、施設管理担当課において実態を把握し検討する、そして、この実態調査の結果を基に、行財政改革推進本部において施設の見直しの必要性を決定するとなっています。ここでも示されているように、施設の見直しの必要性を決定するためのベースとなる情報が実態把握の調査結果であり、非常に重要なものであると考えます。

そこで、お聞きします。実態把握の状況についてはどうなっているのでしょうか、回答をお願いします。

○出口 実議長 財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

現在策定中の「岬町公共施設等総合管理計画」については、本町の公共施設全体の管理に関する基本的な方針を定めたものでありますが、この計画の中でお示ししているように、本町の今後の人口の見通しは、少子高齢化の進展等により減少が見込まれ、老朽化が進む既存の公共施設をそのまま更新することは非常に厳しい状況となっております。

本町における、公共施設の適正配置につきましては、さきに述べましたように、まちの政策課題に優先的に取り組んでまいりましたが、今後はより一層の公共施設の適正管理の推進に取り組む必要があると考えてございます。

このような中で、本町において各公共施設の利用状況、運営状況等を「見える化」するための

実態把握は課題であると認識しており、今後、各公共施設の見直しに当たり、適切な実態把握は各公共施設の見直しの方向性を定める上で非常に重要であると考えております。

そのため、各公共施設の見直しの方向性を検討する場合には、十分な公共施設の実態把握に努め、財政部門及び所管部門で協議・情報共有など連携を取りつつ、行財政改革推進本部において必要な意思決定を行ってまいりたいと考えてございます。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 現在策定中の岬町公共施設等総合管理計画においても、同規模で更新する場合には、今後、40年間の大規模改修、更新費用は合計で約442.6億円となり、年平均で11.1億円、平成28年度から令和2年度の維持改修費、更新費用は年平均5.8億円ですので、その倍近い費用がかかると試算されています。

先ほど答弁でもお答えいただいたとおり、現実的に非常に厳しい状況かと思えます。こういった中で、公共施設の適正化を進めるに当たっては、まずは、現在の実態をきちんと把握することが絶対条件だと思います。

国の指針でも、総合管理計画は策定、改定の検討時点において、把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（点検、診断、維持管理、更新等の履歴等）を整理し、策定、改定をされたいことと記載されています。

早急に実態把握を進めていただくようお願いします。

これで、この件の質問は終わります。

最後に、3つ目は、図書館整備の検討状況についてです。

図書館整備は、過疎対策事業の重要施策事業に位置づけられ、今年度は、具体的に図書館等整備検討委員会が設置され、複合型を含めて、具体的に検討が進められることになっておりました。図書館整備を望む声は、日に日に高まっています。恐らく、新たなみさき公園整備事業関連跡地への企業誘致、これに次いで、注目度が高いように思います。

そこで、現在の検討状況はどうなっておりますでしょうか、回答をお願いします。

○出口 実議長 教育委員会理事、小川正純君。

○小川教育委員会理事 それでは、谷地議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの公共施設の実態把握のご質問の中での答弁にもありましたように、公共施設の老朽化が大きな課題となっています。このことから、社会教育施設である淡輪公民館も老朽化が著しいことなどを踏まえて、複合型も含めた図書館整備が岬町過疎地域持続的発展計画に位置づけられているところでございます。

その検討状況につきましては、令和4年2月に岬町図書館等整備庁内検討委員会を設置し、これまで作業部会と検討委員会を実施したところです。作業部会は、本町の若い世代の職員を中心に構成し、これまで2回実施し、1回目は、KJ法を用いたグループワークを行い、図書館に対するイメージを考えていただき、2回目では、図書館についての法令や望ましいとされる基準等について情報共有をした上で、住民ニーズを把握するためのアンケートの内容について検討したところです。

令和4年7月には、庁内の各部長級で構成する庁内検討委員会を開催し、作業部会での検討内容の報告の後、基本構想を策定する必要性の共有やアンケートの内容、設置を予定している岬町図書館等整備検討委員会の委員構成などについて協議したところです。

なお、基本構想の策定に必要となる委託料につきましては、今議会において上程をしております補正予算に計上しているところです。今後、補正予算成立後、速やかに委託業者を決定するとともに、並行して有識者や公募委員も含めた図書館等整備検討委員会を速やかに設置し、アンケート案などの検討を進めてまいりたいと思います。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 これまでに、作業部会が2回、庁内検討委員会が1回開催され、基本構想の策定に向けて本議会に委託料を補正予算に計上して上程しているとのこと、順調に検討が進められているようで安心しました。

また、庁内検討委員会にて、図書館等整備検討委員会の委員構成などについて協議されたとのことですが、図書館等整備検討委員会はどのような委員会になるのでしょうか。

また、図書館等整備検討委員会設置後は、どういったことを検討されていくのでしょうか、回答をお願いします。

○出口 実議長 教育委員会理事、小川正純君。

○小川教育委員会理事 現在、複合型も含めた図書館の整備に関し、総合的かつ計画的に推進するため、広く町民及び関係者の方の意見を聴取し、検討・協議を行うことを目的とする岬町図書館等整備検討委員会の設置に向けて、現在準備を進めています。

この委員会は、委員12名以内で構成し、学識経験者を有する者、社会教育関係者、児童・生徒等の保護者、住民から公募した者、町長が必要と認める者で構成していきたいと考えています。

図書館等整備検討委員会の設置後は、委員のご意見をいただきながら基本構想の策定を進めてまいります。基本構想は、ニーズの把握や類似施設の調査などにより基本理念や規模、立地等について検討を行うとともに、事業方法や事業スケジュール、管理運営等を含めた総合的な検討を行

い、今年度内に策定する予定です。

次の段階といたしましては、基本構想をベースに、建物としての機能や施設の条件設定など施設イメージの概念をまとめる基本計画の策定に移ることとなります。これにつきましても、担当課、図書館等整備庁内検討委員会並びに図書館等検討委員会とキャッチボールしながら進める必要があると考えております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま答弁いただきましたとおり、年度内に基本構想を策定する予定であり、次の段階として、基本計画の策定に移ることになるとのこと、非常にスピード感を持って取り組まれているようでとても安心しました。

ぜひ、引き続きどんどん前に進めていっていただければと思います。

最後に、全国の図書館整備の現状についてお伝えしたいと思います。

資料10をご覧ください。まず、図書館整備はこれは全国的に進められています。現在約77%の自治体が図書館を設置しています。日本図書館協会の日本の図書館統計によると、2011年から2021年の10年間で全国で図書館は100館増えており、図書館がなかった48の自治体が図書館を整備しています。直近5年間で、30館以上の図書館が新規開館しており、その全てが複合型施設です。そして、図書館を核とした複合施設により、地域のコミュニティー形成やにぎわいづくりを実現しているケースがたくさんあります。

また、魅力的な図書館というものは、大きな集客力があります。近隣でも和歌山市民図書館、海南ノビノスといった人気の図書館があり、2020年6月5日オープンの和歌山市民図書館は、471日目で来館者100万人を達成、2020年6月1日オープンの海南ノビノスは、584日目で来館者100万人を達成しています。この来館者がどれぐらいの人数かというと、和歌山市民図書館の来館者を単純計算すると、年間77万人、これは当時のみさき公園のピーク時の来場者72万人より多い人数です。魅力的な図書館があれば、コロナ禍にもかかわらず、これだけ多くの来場者が訪れるのです。

次に、資料11をご覧ください。泉州地域、こちらで図書館がないのは、岬町と田尻町の2町のみです。しかも、田尻町は総合文化センターとして図書館機能を含めた複合型施設の整備を進めており、基本計画も策定しています。田尻町に総合文化センターが整備された際には、図書館がないのは岬町だけになってしまいます。

また、岬町の蔵書数はかなり少ないです。岬町は、公民館とアップル館を合わせて約3万8,000冊ですが、全国の公立図書館の平均は約12万冊と、3倍以上です。

ほかにも、読書は語彙力を高めるということが科学的にも証明されていますし、昨年実施の文部科学省の調査で、家に本が多いほうがテストの正答率が高くなる傾向が明らかになりました。こちらについては、資料の最後の資料18にNHKのウェブニュースを載せています。本が身近にある環境というのは、たくさんのメリットがあるのです。そのためには、小さい頃から身近に本に触れられる図書館が必要なのです。

資料12をご覧ください。参考までに、先ほどの海南ノビノスについてご紹介します。

実際に私も子どもを連れて、この海南ノビノスに行ったことがあります。本当に理想的な図書館だと感じました。2020年6月1日オープンで、584日目で来館者100万人達成、これは先ほどご説明させていただいたとおりです。そして、こちらは図書館、ホール、託児所、スターボックスなどが併設した複合施設です。しかも、施設内で飲食も可能であり、実際私が行ったときも子どもと一緒に弁当を食べている家族とか、あとは、友達と飲物を飲みながら勉強している学生がたくさんいました。そして、蔵書数は最大15万冊、先ほどの全国平均12万冊よりも多いです。そして、これ一番の特徴は、日本一の開架冊数となる絵本5万冊が蔵書されているということです。この開架冊数というのは、実際に手に取って自由に読むことができる本の数、つまり、図書館に行っていっぱい並べられている、そういった数ですね。実際私が行ったときにも、今まで見たことがないぐらい、ものすごくたくさんの絵本がありました。

次からの資料13から17には、ホームページに掲載されている各階の施設の写真を載せています。実際にこの写真だけでは伝わらない魅力がたくさんいろんな箇所にあります。もしよければ、一度行ってみたいだけだと思います。

新たなみさき公園に続いて、このような魅力的な図書館が整備されれば、岬町の魅力は一層高まり、町外からもさらに注目され、どんどん活性化していくと思います。ぜひ、このような魅力的な図書館が整備されることを期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○出口 実議長 谷地泰平君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開は14時42分といたします。

(午後 2時32分 休憩)

(午後 2時42分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。それでは、一般質問を始めます。

(仮称) 岬スケートボードパークの建設と公園運営についてということで、通告をさせていただいております。

8月5日付でホームページに(仮称) 岬スケートボードパーク実施設計業務に係る制限付一般競争入札について、ホームページに掲載されました。6月議会最終日でも議題が出たと伺いまして、議事録も確認をいたしました。そこから3か月たっておりますので、行政が考えている現状と今後のその他の公園、児童公園も含めた運営方針についてお伺いしたいと、このように思います。

まずは、現在考えているスケートボードパークの規模、そして、建設予定地については、みさき公園を希望する要望書が出ているとのことでしたが、現在検討している建設地はどこになるのでしょうか、お聞かせくださいますか。よろしくお願いします。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えさせていただきます。

スケートボードパークの整備につきましては、議員からもご説明いただいたとおり、6月の議会で経過や整備に向けてのまちの考え方を説明させていただいておりますが、町内の青少年から町内にスケートボードができる施設をつくってほしいという署名が提出されたことから、来年度の整備に向けて検討を進めるため予算を計上し、委託業務の発注を行ったところでございます。

業務の中で、スケートボードパークの整備場所や規模等決定して、スポーツ振興くじの助成金の申請を行い、整備を進めてまいりたいと考えております。

スケートボードパークの整備箇所につきましては、一定規模の敷地があること、騒音が発生するため住宅地からできれば離れていること、青少年の利用が中心となることからアクセスがよいこと、事故等の対応が可能な管理体制が取られていることが必要な条件と考えており、町内の施設として、いきいきパークみさき及び汐風フィールドが有力な検討候補地になると考えております。

施設の整備計画の策定に当たりましては、要望のあった青少年や競技団体、メーカー等からも意見を伺う予定でございますが、初心者も楽しむことができる施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 要望書で275名の署名があったということ、その署名はまだ増えているかもしれませんが、署名者数は多く、望まれる声が多いことはうなずけますが、それを踏まえて行政と

して町内のスケートボードプレイヤーや、もしくはスケートボードを始めたい、そう思っておられる人口の割合、そして、ニーズなどの調査というのはしっかりと行われたかどうか、お伺いしたいと思います。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 町内でどれだけの利用者等がいるのかというご質問かと思えますけども、町内の利用者数の把握はできておりませんが、今回のスケートボードパークの整備につきましては、町内の青少年からの強い要望を受けて、整備を判断したところでございます。

スケートボードは、オリンピックの正式種目となり、若者に人気があるスポーツで、これから始めようとする子どももたくさんいるかと考えております。

また、施設があれば町外からも遊びにこられる方もいると考えております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 人数調査はされていないということなのですが、後でお答えされていましたが、要望書を出された方々との話合いの場を持つとか、ぜひ行っていただきたいと思えます。

つくってから、こんなじゃなかったというふうにならないように、しっかりとその辺りミスマッチのないようお願いしたいと、このように思います。

ほかの自治体でもあると思えますが、運営方法がそれぞれ違うと思えます。岬町としては、行政が主体で今後も運営していくのでしょうか。それとも、民間に委託する予定があるのかどうかというもお聞かせください。お願いします。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 運営に対してのご質問でございますが、まずは今回私どもが考えている施設については、初級・中級向けの施設と考えておまして、住民の方が気軽に利用できる施設と考えてございますので、我々としては、管理体制としては行政のほうで行うと考えております。近隣のスケートボード施設についても、管理者を置いているという施設はそう多くはございません。本町の施設も、専任の管理体制を設けるということまでは考えておりません。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 スケートボードパークは、スケートボード自体は危険を伴うスポーツであるというのは皆さんご承知だと思います。設備などの点検がやはり定期的に必要になってくるのではないかと、このように思いますし、また、専門知識も必要になってくるかと思うんですね。パークをつくるのだとしたら、安全な運営のできる体制を今後もしっかりと整える必要もあるのではないかと私自身はそう思います。

現在、町で管理していくというようなことですが、今考えておられる運営費というところでいくと、どれくらい想定されているのかなと思うのですが、お聞かせいただけますか。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 運営費用のご質問でございますが、日々の運営の費用については想定しておりませんが、専門業者による定期的な点検が必要になってくるのかなと考えております。点検費用につきましては、セクションと言われます障害物の形状や数量によって変わってまいりますので、どれだけの経費というのは、今現在まだセクションの数とかも決まっておきませんのではつきりしておりませんが、いきいきパークの場合、大型遊具の点検で年間10万円程度かかっておりますので、最低でも同程度ぐらいの経費が必要になってくるのかなと考えております。

また、セクションと呼ばれる障害物については、長期間使用に耐えられるよう製造されているのでございますので、通常の使用であれば、毎年多額の修繕費等もかかってくるものではないと考えております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 分かりました。

スケートボードパークの管理者を置くとのことですが、さきに言いましたとおり、安全な運営ができるよう適切な管理が行える管理者を置いていただいて、日々の整備もしっかりと行っていただきたいとこのように思います。

私は、以前から児童公園の管理運営についても少し述べてまいりました。今回つくろうとされているスケートボードパークにも同じことが言えるのではないかと感じているのですが、つくったはいいけれども、適切な管理がなされておらず、住民が不安になったり、あと、雑草とか虫などの被害が出てくる、そんな状況になっているのが、現在の児童公園に見受けられていると思います。新しいものをどんどんつくったから、そのまま置いておいていいと、放置していいという理由にはならないと思いますね。

ここからは、そんな児童公園についてお伺いしたいと、このように思います。

私は、自身の広報誌を作っております「change!MISAKI」というところなのですが、それを住民の皆様に一軒一軒お家にポスティングをさせていただいているので、町内をよく回る機会がございます。必然的に、各地域の児童公園の現状も見て回ることもできるのですけれども、状況がまちまちだなという感じを受けております。

現在の児童公園の管理というのは、誰がどのようになされているのでしょうか、お答えください。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

今現在、児童公園の管理はどうなっているかというご質問でございますが、基本的には、自治区により草刈り等維持管理をしていただいていることが多いのですが、自治区によっては、自治区住民が高齢化していることもあり、その場合は、まちが草刈り等維持管理しているところもございます。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 お答えいただいたとおり、それでは児童公園の管理というのがまちまちだというのもうなずける気がしますね。

児童公園の設置者というのは、これはどこでしょう、岬町ですね。自治区に任せているからといって、そのまま管理を任せたり、草刈りだけ行っていればよいわけではないと思います。

子どもたちが安心して遊べて、そして、地域の方々もそこへ集えるコミュニティースペースの一つとしての機能が果たせるよう、今後の管理についてどのように進めていくおつもりなのか、お聞かせいただけますか、お願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

少子高齢化に伴い、子どもの数が少なくなり、その結果、児童遊園の利用者数も減少しているものと思われます。また、児童公園の草刈り作業を日々行う土木作業員からも確認しましたところ、現在は望海坂、淡輪の一部地域の児童公園を除き、児童公園で児童を見かけることはほとんどなくなったとも聞いております。

児童公園の再編につきましては、町長は以前タウンミーティングの中で利用者の少ない児童公園については、廃止したい旨を住民の皆様に説明を行っており、その後、地元自治区から児童公園については存続してほしいという意見があったため、現状に至っています。児童公園は、児童が集まれば、その保護者も集まり、児童公園は最終的には人が集まる憩いの場につながります。

そこで、現在の児童公園のハード面をなるべく生かしつつ、魅力ある児童公園、憩いの場として人が集まる児童公園にできればと考えます。魅力ある児童公園、人が集まる児童公園と一言で言いましてもなかなか難しいことではありますが、また、50か所を超える児童公園を同時に全て再編することを進めることも非常に困難ですので、例えば、まずは少しずつ一部の児童公園について検討をしていくのも一つの方法ではないかと思えます。

ただ、まちが自治区や住民の皆様の意見を聞かず、一方的に検討するのは必ずしも魅力ある人

が集まる児童公園にはつながらないと思います。そこで、まず、第一段階として、自治区や、また必要があれば住民の皆様に、どのような児童公園の再編を望んでいるかご意見をいただくとともに、その意見を集約し、参考にした上で、魅力ある人が集まる児童公園をつくるための方向性を検討していきたいと思います。また、ご意見をいただいた結果、必要性が認められない児童公園については、廃止も視野に入れることも併せて、検討したいと思います。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松下理事のおっしゃるとおり、住民さんとの対話はすごく大事になってくるかと私は考えています。その方向性で、今日は質問させていただいているんですね。

先ほどもおっしゃったとおり、一部の公園を除いて子どもたちが遊ぶ姿を見なくなっていますよね。子どもたちが集えば、保護者も集ってくると、まさにそのとおりですよね。そうしたら、そういう公園をつくるには、どうしたらいいかっていうことなのですよね。どうしたらいいでしょうね。

自治区、そして住民の意見を聞くのは、本当に大切なことだと思います。実際の使用者の意見が反映されていないからこその今の公園の実態となっているのではないかと私は思うんですね。また先日、先ほど言ったみたいに、管理がまちまちであるということも理由の一つではないかと感じているんですよね。近くに公園があるけれども、行きたい、使いたいと思える公園ではない状態、つまり、きちんと整備されていないから余計に人が集まらないというような循環になっていないでしょうかね。

先ほども言われましたが、50以上の児童公園があると。そして、一括管理するというのも難しい、これ当然ですよね。廃止も確かに選択肢の一つかもしれませんが、私は、まずは、いかにしてその公園の管理体制を整えるかが大事なのではないかという立場で質問しております。

ただ、使われていないから廃止するというのではなくて、使ってもらうためにはどうすればいいのかというプラスの発想で、住民さんへの意見の聞き方が大切になってくるのではないかと思います。

例えば、自治区の公園について、まちが各自治区の方々とどんな公園だったら行きたいと思えますか、もしくは、使いたいと思うような公園ですか、そんな公園実現できるよう、話し合いを重ねるのがまずは必要なのではないかと考えております。

岬町としても、職員の方が、今後も五十何か所もある児童公園の草刈りというのを管理していくのは、とっても大変な状況だと思います。限りある人材、そして財源の中で、今後、まちを発展させるためのまちづくりにそういったところを活用していただきたいために、この公

園管理については、住民の皆様のご理解とご協力というのが今後必要になってくるのではないかと考えております。それが、よく言われている、官と民、つまり協働ですよ、協力して働くと思われ、書く協働、と思うのですよね、私は。

そのために、だから今のまちまちな公園管理になっているとか、管理が立ち行かなくなっている理由などを住民の皆様にもきちんとお伝えして、今後、その公園管理についてを各自治区の皆様にご協力いただくためにも、各自治区の皆様がこんな公園だったら使いたいよ、ここだったら行きたいよね、こういうふうにしたらいいよねと思うような公園づくりが共に必要になってくるのではないかと私は感じております。

だから、各自治区の皆さんとそれぞれその理想の公園をつくっていく、つくるところから始めるという、そんな話合いが必要と私は考えております。

設置者の責任として、まちの責任として、管理の大元というのはもちろん行政が行うこと、大前提だと思いますが、日常管理については、その自治区とか、あと公園利用者が使いながら管理をしていく、そして、日々使いやすい状態を保つことのできる、これも仕組みづくりですよ、仕組みづくりを行えば、行政の、例えば人であったり財源であったりというその負担も少なくなっていくでしょうし、一方では、住民さんのご協力によって、その協働によって、集える公園がそういうふうに出てくるのではないかと考えています。これこそが、先ほども言いましたが、協働、協力して働く、と思うのです。

岬町もよく、協働のまちというふうになっております。まずそれを実践で、本当に公園でやっていく必要があるのではないかと、私はこう思います。

とはいえ、そうしたら何か例があるのかということで、少し例を挙げさせていただきますけれども、全国から神奈川県中井町というまちがあるのですが、このまちは、公園維持管理業務というのを自治会に委託するという形を取っているんですね、委託するんですかね、自治会に。公園の大きさで差はありますが、公園1か所につき、年間2万円から8万円の委託料で管理を委託しているということなんですね。年に4回、行政と自治区会の集まりですね、自治会長が集まって公園管理についての会議を行いながら、しっかりと管理体制を組まれていると。だから、ここで恐らく全体の公園をどうしていくという方向性も決まっているのではないかと考えていますよね。

また、河内長野市、大阪ですよ、河内長野市では、アドプト・パーク事業、徳島市では、パークアドプト事業として、管理を地域団体などをお願いをして、代わりに清掃に必要な備品とか保険加入などを行政が行うという制度をつくっているんですよ。岬町内にも、アドプト・リバーがありますよね、そして、アドプト・ロードもありますよね。公園も同じく、この住民や地域団

体が里親という考え方ですね、里親となり、児童公園を養子に見立てて一緒に育む制度を取り入れてもいいかもしれませんよね。

いずれにしても、この五十何か所ある児童公園を、行政が全て管理するというのは難しいけれども、自治区からはその公園を存続してほしいという、先ほど意見にあったと思います。そうであれば、やはり自治区の皆さん、もしくは住民の皆さんと何度もやはり話し合いを重ねて、私が先ほど来から言っておりますような協働の仕組みで、住民の皆さんと一緒につくっていくという形ですね。みんなで作りながら、管理していく仕組みをつくっていくべきではないかというふうに思っています。

これが、私がずっと提唱している、みんなで作る循環型まちづくりの一つなんですよね。地域はそこに住む人たちでつくられていますよね。だからこそ、地域にある児童公園というのは、そこに住む人たちのためのものであり、そこに住む人たちでつくって守っていくというのが一番いい形だと思いませんか。

児童公園に子どもたちが集えば、その保護者も集うと、先ほどもおっしゃっておいりましたけれども、そこだけにとどまらず、児童公園は地域全ての人が憩える場所でなければならないと思うんですね。昔は、地域と子どもたちを地域で守っていく、その基礎として、地域の大人も子どもも集まる児童公園の存在、形の在り方っていうのが、改めて問われていると思います。

そんな地域づくりをしていくためにも、行政がしっかりとその自治区、そして住民の皆様と対話して、理解をし合って協力していく体制というのが協働ではないかなと、もう何度も言いますけれども、協働ではないかなと思うんですね。

先ほども少し話しました、アドプト・ロードですけれども、多奈川にありますね、多奈川のあの交差点沿いにありますけれども、あれも自治区の方々が管理されて、そして常にきれいな花が咲いておりますよね。あれはしっかり管理されていると思うんですね。道行く人の楽しみでもあって、また、整備している方々にとっても楽しみになっているのではないかと思うんですね。あそこまで続けられているということは、そういう仕組みづくりというのが、必要だと私は思います。

児童公園にきれいな花が並んでいるだけで気分が変わりませんか、変わりますよね。地域の人々が楽しみながら地域にある公園を共につくって守っていく、その仕組みを行政がしっかりと地域住民と話し合っつくっていくことが必要だと思います。

これ、さきほど私が言いました、スケートボードパークでも同じことが言えると思うんですね。だから、つくられて放置されるものではなくて、要らないからとなくしてしまうものでもな

と思います。だから、つくったからには有効活用をしていく、そういう仕組みづくりも努めていただきたいと申し上げて、この質問は終わります。

次に、コミュニティバスの件に移りたいと思いますが、以前にも何度も伺ってきました。

地域内を走るバスは、住民にとって絶対なくてはならない存在であるからこそ、改めてお伺いしたいと思うのです。

昨年度に購入された新規バスありますね、あれは緑色のカラーをしていて、カラーの効果もあって来たことが分かりやすいと言われている住民もいる一方で、そのバス全体の使いにくさというか、バス全体ではないけれども、そのバスの運行も含めて使いにくいという声も実は多く私のところに入ってきたんですよ。

まずは、現在のコミュニティバスに係る予算というのは、どれぐらいかかっているのでしょうか、お聞かせください。お願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 松尾議員のご質問にお答えします。

令和4年度の予算額の歳出総額は、バス運行委託料6,748万5,000円、車検整備や車両に係る修繕料312万7,000円を含め、7,274万9,000円でございます。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 昨年度のバス購入費があったと思いますが、それ除いても今、7,200万円ぐらいの税金が必要とされているということになっていると思うのですが、それに対して、バスの利用者数というのはどのように推移しているのでしょうか。併せて、利用者数1人当たりの経費というのは、今どれぐらいになっているかも教えていただけますか、お願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 松尾議員のご質問にお答えします。

過去3年間の乗車人数について、お答えします。

令和元年度の乗車人数は、基本路線11万7,240人、支線1万2,729人、合計12万9,969人でございます。令和2年度の乗車人数は、基本路線9万3,276人、支線1万2,333人、合計10万5,609人でございます。令和3年度の乗車人数は、基本路線9万1,768人、支線1万1,919人、合計10万3,687人でございます。

令和2年度、3年度におきましては、コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止措置などの影響により、通勤・通学利用者が減少したものと思われま。

1人当たりの経費につきましては、令和3年度の歳出総額を乗車人数で割ると、1人当たりの

経費は約900円でございます。新たな車両購入費用を除きますと、1人当たりの経費は約697円でございます。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほどもおっしゃっていましたが、コロナの影響というのはあるとはいえ、年々減ってきているというのが分かりました。

併せて、利用者1人当たりの経費というのも見えてきたところで、いかにしんどい運営になっているかというのが分かりやすくなったかと思います。だからといって、バスの運行を止めるわけには決していきませんよね。では、いかにして、経費を抑えつつより効率的なバス運営を行っていくかが課題であり、やるべきであることと改めて認識できたかと思います。

より効率的な運営を行うために、公共交通会議が行われているかと思いますが、日頃からバスに関しての要望や意見というのは、行政にも常々届いているかと思います。公共交通会議では、そのような意見や声というのは、どのようにして受け止め、どのように反映していくべきだとお考えでしょうか、お願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 松尾議員のご質問にお答えします。

これまで、コミュニティバスの運行に関するお電話やバスに乗車された方を対象とする利用者意識調査、公共交通に関する住民アンケート調査では、バスの増便、運行時間帯の拡大、バスと電車の乗り継ぎ改善、バス停に関するものなど多くのご意見、ご要望をいただいております。

これらのご意見、ご要望を路線の新設、ダイヤ改正、時間延長試験運行案として、交通会議に提案の上、実施してまいりました。委員には、運輸局や警察など各専門の委員もおられますので、乗車人数増加やサービス向上に反映できるよう、専門的な見解やご意見、事例などをお聞きしております。

また、実態調査やアンケート実施に当たり、質問内容や選択肢の表記など各分野からのご意見をいただき、実施している状況です。今後も、皆様から頂戴するご意見、ご要望について、会議の中での議論を踏まえ、できる限り反映していきたいと考えております。

しかし、全て反映することは困難な状況ですが、限られた財源の中で、満足度の向上に努めてまいりたいと考えております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私も今まで、バスの運行についてたくさんの住民の方より要望や意見をいただいております。

つい先日、私自身のインスタライブという配信を活用して、住民さんとコミュニティバスについて意見を交換し合う、そんな機会がありました。そこでも一番に挙げた意見というのが、そして、ふだんから改善してほしい要望として最もよく挙がってくるのが、やはりその乗り継ぎで随分待たされるため、何とかしてほしいという声なんですよ。それこそが、利用者の減少、そして停滞につながっている要因の一つになり得るのではないかと私は感じております。

以前から何度も申し上げておりますが、改善するその予定はないでしょうか、お願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 松尾議員のご質問にお答えします。

バスと電車の乗り継ぎの改善、基本路線と支線との乗り継ぎに待ち時間が長いなどのご意見があることは認識しております。また、令和4年度のタウンミーティングにおきましても、乗り継ぎのための待ち時間が長い、支線の便数が少ないなどのご意見がありました。

これまで、バス運行に係るご要望を反映し、路線の新設や運行ルートの変更などを行ってきました。新たな運行に伴う便数の減少や電車とバスダイヤとの整合性などにより、ご不便をおかけしていることは承知しております。

これらの解決に向け、ダイヤ改正や路線の見直しが必要となっています。運行反映までに時間を要しておりますが、利用者のサービス向上のため努力を重ねてまいりますので、ご理解をよろしくをお願いします。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 ダイヤを改正されるということで、運行の見直しが予定されているということをおっしゃっていますので、今後の利便性の向上に大いに期待をしております。

先ほども申し上げましたが、やはり利便性の悪さは利用者の減少につながっていくと思います。利便性が上がれば、人はそれを使うものですよね。必ず運行しなければならないものだからこそ、現状に甘んずることなく、より良いサービス提供を行いつつ、適切な運営に努めてほしいと思います。適切な運営というのは、もちろん運営費用についても言えることだと思います。

先に伺ったとおり、予算がバス購入費を除いて、運行費だけでも年間約6,749万円ほど、さらに、バスを町が購入しないといけなくなったということ、また、バスを所有したことでバスの車検代や修繕費というのも管理に係る費用として上がってきた中で、年間約312万円ほどかかっているということで、合計すると現在の運行費としては約7,275万円ほどになっているということですよ。

利用者が、これは昨年度でしようが、10万3,687人でしたかね、利用料金は今1人当た

り100円ですから、まちの収入としては約1,037万円ほど入っていると思いますね。それを相殺しても、今約6,238万円の経費として、今バス事業に税金がかかっているということになっておろうかと思います。

しかし、7年ほど前は、運行委託料というのが4,150万円ほどであったと記憶しております。そのときはバス運行事業者がバスを自前で用意してもらっていたので、バスの管理に係る経費やそのほかは一切不要であったと記憶をしております。

このことから、7年ほど前と比べると、今約2,088万円の経費というのが膨れ上がってしまっているということになるかと思いますが。現在の価格高騰とか、いろいろ外的要因というのはすごく分かりますし、あると思いますが、市町村運営有償運送方式、今の形態になってから、運行経費が跳ね上がったというのは間違いないというところであり、財政負担というのは増す一方だと思っております。

1人当たりのバス運行経費というのも、先ほどおっしゃっていましたが、バスを含めると約900円ぐらいかかっているということですので、今の1人当たりの利用料金100円を差し引いても、1人乗車するのに約800円のまちの税金というのが今、使用されているということになりますよね。年々その委託料というのが増えていくことになって、このまま利用者が減少していけば、より運営が厳しくなっていくのは明らかですよ。

財政が厳しいという中で、さらに厳しい状況を強られるように思うのですが、今後の運営についてどのようにお考えか、お聞かせいただけますか、お願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 松尾議員のご質問にお答えします。

平成13年3月、町内の路線バス撤退に伴う代替えとして、コミュニティバスの運行を開始し、平成28年3月末のバス事業者撤退による市町村運営有償運送方式導入によるバス運行も本年度6年が経過し、本町がコミュニティバス事業を開始してから21年が経過しました。

これまで、住民の通勤・通学、買い物などの移動手段として重要な役割を担ってきました。利用者実態調査や住民アンケート調査では、便数の増や電車との乗り継ぎ改善などのご意見に加え、バスがなければ通院できない、バスをなくさないでほしいといったご意見、ご要望もございます。

本町においては、路線バスの様相を呈しているコミュニティバスですが、住民にとっては重要な公共交通機関の一つであります。運行路線の見直し、ダイヤ改正など利便性の向上を図ってきたことにより委託料が増加し、財政負担となっております。財政負担を軽減するため、令和3年度に過疎地域の指定を受け、発行が可能となった過疎対策事業債ソフト事業分を有効活用し、コ

コミュニティバスの運行を維持継続してまいりたいと考えております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 おっしゃるとおり、住民にとってはコミュニティバスというのは、なくてはなりませんね、交通手段です。

経費削減と、そして、公平性というのを保つ方法として、競争入札というのがあると思いますが、昨年行われた入札では、現在の事業者1社のみ参加と聞いております。経費削減をうたうということであれば、行政としてもっと町として必要な事業を行いたいというPRを行い、入札に多くの事業者が参加してもらうように工夫をすべきではないかと思うのですけれども、ご意見をお聞かせください。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 松尾議員のご質問にお答えします。

平成27年度末のバス事業者撤退申出に伴い、新たなバス運行事業者を探しましたが、本町のコミュニティバス事業を担っていただける事業者はありませんでした。これにより、地域住民の移動手段を確保するため、近畿運輸局と協議を重ね、自家用有償旅客運送制度である現在の市町村運営有償運送方式を導入し、バス事業者に運行業務を委託することにより継続を図ったものです。

これまで、バス運行の継続性から、市町村運営有償運送制度の登録期間3年ごとに随意契約による業務委託を締結しておりました。昨年8月、バス事業者間の競争による委託料抑制を図るため、条件付一般競争入札事後審査型を行いました。議員おっしゃるとおり、入札参加者は1社でありました。

バス事業者におきましては、コロナ感染症の影響による利用者の減少、バス運転手の高齢化や運転手不足、また、毎年の賃金の引上げや最近の燃料費の高騰による事業経費の増加などによりバス事業自体の継続の危機に直面しており、本業務を受託できる事業者が急減している状況にあります。

こうした状況の中、現行の委託事業者におきましては、運行当初から運行管理及び車両整備管理を適正に行い、雨天時などにおける乗れなかった人に対しても迅速に対応しております。また、バス運転手の確保が困難な状況におきましても、運行に支障がないよう、二種免許取得者を確保するなど公共交通の重要性を認識し、コミュニティバス運行事業に取り組む数少ない事業者と考えられますので、現行の委託事業者と限られた財源の中で安全を確保し、利便性の向上を図りながら、引き続きバス事業を維持継続してまいりたいと考えております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 令和2年度版公益社団法人日本バス協会というところがあって、その資料によりますと、乗り合いバスの加盟事業者だけでも全国に今、約2,300社あるというふうになっております。

例えば、協会に入札があることを伝えて、加入事業者にも本事業を通知してもらうなどの協力を依頼するなど、できることはまだまだあるように思うんですね、PRということですね。そのほかにも、例えば地理的な有力な事業者であったりとか、あと、数十社程度なら直接こんな事業で困っていると、費用を抑制したいからということで、直接アプローチして、事業の説明から入札の協力などできるはずだと思うんですね。これ、奥野議員がやられていたみたいに、町長がトップセールスということでも結構似たようなところになってくると思うんですね。費用を抑えるためのセールスに行く、これもトップセールスだと私は認識はしておりますが。

誤解のないように、ここで申し上げておきますが、現在のバス事業者がよくないと言っているのでは決してありませんからね。私が言いたいのは、1人乗車するのに、今その利用料金100円引いた1人800円の町の税金が今、使用されていることが、これ果たして妥当な金額かっていうのが今、比較検討できていないということに問題があると思うんですね。そして、入札をただただこの待っている、何回も私も言わせていただいておりますけど、待ちの姿勢ではなくて、こちらからたくさん事業者へPR、アプローチしていく姿勢というのが今後必要になってくると思います。情報に埋もれる今の現代において、なかなか自分から探しに行くというのは難しいかもしれません。こっちからやっぱりアプローチしていかないといけないというふうに私は思います。

そうでないと、状況は簡単に好転することはないんじゃないかなと思います。なくてはならない交通手段であるこのコミュニティバスだからこそ、持続可能な事業運営にすることが必要だと私は考えていますし、そして、財政を圧迫するものであってはならないと私は思います。

このコミュニティバスを、市町村運営有償運送方式とすることを自ら決めたのであれば、そして、以前よりこの2,000万円以上も経費が増えてしまっていることの状況は、やはりこれ仕方なしで片づけてよいものではないと私は思います。

ぜひ、この待ちの姿勢ではなく、これからあらゆることをやり尽くすこの攻めの姿勢で、今後ずっと続けなければならないこのバス事業を安定して運営していけるよう強く要望して、この質問は終わりたいと思います。今後も、定期的に状況を伺ってまいりますので、よろしく願いいたします。

さて、次に新型コロナウイルス感染症対策についてですが、現在は少し減少傾向にあると思いますが、全国においても、岬町においても、新型コロナウイルス感染者数が今、第7波として急増した今夏だったと思います。

今回、私は新型コロナウイルス感染症の感染予防の対策ではなくて、感染された方である感染者の支援策について伺ってまいりたいと思います。

感染が確認された場合、現在は軽症者であれば10日間の自宅療養が必要とされ、外出することができなくなりますね。また、同居家族も濃厚接触者と判断されて7日間の自宅待機が必要となりますね。場合によっては、食料や生活必需品が入手できないという事態が起こっているんですよ。単身者や独居の方であれば、なおさらこれ事態は深刻と言えます。

陽性が判明した感染者に対して、配食サービスというのが、大阪府の制度で行われているようですが、その食料などが届くまでに日数がかかるんだというのでも聞き及んでおります。日常生活に必要なものは、食料だけではないですよ。場合によっては、生活必需品が足りない事態となる方もいらっしゃると思います。その場合にも、やはり外出できないから必要なものを調達するすべがないんですよ。感染予防して、感染しないように呼びかけるのも大事ですが、一方で、感染した方への支援というのもしっかりと行うことが行政として必要ではないかと思うんですよ。

現在ある大阪府などの支援策も含めて、岬町住民がそのかかったときに受けられる支援策についてお聞きしたいと思います。また、これ私からの提案ですけれども、例えば、町内のスーパーとか小売事業者さんと事前に協定を締結しておいて、このコロナ禍などの有事の際に、まちと連携してその陽性と判明した方の翌日には、簡単に食べることができる食料や日用品を配給するなどの独自の支援策は行うことができるんじゃないかなと思うんですが、併せてお聞きしたいなと思います。お願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染者、特に自宅療養者に対する食事支援策の現状についてですが、今年に入って、オミクロン株による第6波が2月初旬をピークに感染が拡大しました。大阪府は本年1月21日に開催された第65回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、オミクロン株感染拡大を踏まえた、さらなる保健所業務の重点化について議論され、自宅療養者への健康観察においては、健康不安があった場合への自宅待機SOSの周知、また、自宅療養者支援サイトに自宅療養者への診察を行う医療機関を案内するなどが実施されました。

また、大阪府は自宅療養を行っていただくための生活支援として、自宅療養者配食サービスを行っております。議員もご紹介していただきましたけれども、その当時の配食サービスは、初回は常温配送、2日目以降は冷凍弁当が1日に1回3食分の食事が、解除までの期間配送されますが、申し込まれてからおおむね3日後に届くという内容でした。

そこで、岬町でも大阪府の配食サービスを申し込まれた自宅療養者で、食事が配送されるまでの3日間程度、单身等により食事の調達が困難な方を対象に、岬町民生委員児童委員協議会の役員の方の協力を得て、食事等を配送する支援制度を創設したところでございます。

現在、新型コロナウイルスの第7波で新規感染者数の高止まりが続いている中、現在大阪府の配食サービスは自宅待機SOSに1日分の簡易配食を申し込むことができ、さらに継続して配食が必要な方は、配食サービス及びパルスオキシメーター貸出ワンストップ窓口「配食・パルスセンター」で申込みすることができます。患者発生届が確認できた方に、泉佐野保健所からショートメールや電話で通知があるとのことなので、希望される方は、通知された電話番号またはウェブ受付用のURLから申込みができると伺っております。

よって、以前の配食サービスでは、申し込まれてからおおむね3日後からの配送、また、申込先が保健所ということでなかなか電話がつながりにくくなった時期からは、改善されているところでございます。

岬町は、大阪府の配食サービスが届くまでの3日間、食事等配送する支援制度を創設する際、他の自治体などで近くのスーパーが食糧を配送する内容の協定書を締結して行っている事例も一つの方法として検討をしましたが、今回、岬町民生委員児童委員協議会の役員の方に相談したところ、快く協力していただくことができ、また、食料に限らず可能な範囲の中で緊急かつ最小限の生活必需品なども対応していただくよう、役員の方をお願いをしているところでございます。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 民生委員と児童委員の協議会の皆様がその感染者支援にご助力いただいていることで、本当にありがたく、感謝しております。ぜひ役員の皆様自身のご健康にも気をつけていただきながら、継続していただきたいなと思います。

しかし、せっかくよい支援策を行っているのに、周知がなされていないのが気になるところです。感染された方は、体調不良とともに、精神的にもつらい時期となります。ぜひ、住民が民生委員児童委員協議会の皆様に頼れるように、もっと大々的に周知を図っていただきたいなと、このように思います。

もう一つ、私から感染された方へのまちの支援策として提案があります。

それは、災害用に備蓄されている非常用食品とか、災害用飲用水の活用です。災害用食料は、備蓄のために消費期限がとて長いわけですが、それでも期限はありますね。そのために、定期的に入替えを行わなくてはならないと思います。その消費期限が切れてしまった備蓄品というのは、恐らく廃棄されるのではないかなと思うんですが、それを活用することはできないかなと思うんですが、いかがですか。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど岬町の配食支援サービスのお話をさせていただきましたが、この岬町に支援制度ができるまでに、過去に災害備蓄品を配送した実績もございます。この災害備蓄品が必要となった場合については、また危機管理担当とも協議をさせていただきたいなというように思っております。

第7波において、患者数が急増する中、自宅療養者も1週間で200人を超えることがありました。住民の皆様にも万が一の場合に備えて、災害時と同様に事前に食事の備蓄をお願いするとともに、岬町としましても、引き続き必要とされる自宅療養者への食糧支援に取り組んでまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員

私が思っていたのは、備蓄している非常用食品と災害用飲用水を、例えば医療機関などに事前にある程度預けておき、感染が判明した時点で、配給希望を確認し、希望をする方にお渡しをするということもできるかなと思ったんですよね。そうすれば、期限切れで廃棄処分を行わずに済みますし、取りあえずの食料も感染者に配布できるため、よい仕組みではないかなというふうに思っております。

災害備蓄品だから、別の場所に預けることが難しければ、民生委員児童委員協議会の役員の皆様が現在行っている支援策にプラスして、置き配に加えるのはいかがかなと思った次第でございますが、ぜひちょっと片隅に置いていただけたらなと思います。

以前に、災害用備蓄品を配送した実績があるということですので、ぜひやっぱり続けていっていただきたいなと思います。もちろん松井部長おっしゃるとおり、私たち住民一人一人が気をつけながら、また、災害時と同様に新型コロナウイルス感染症に感染した場合を想定して、日頃から備えておくことが重要だと思います。

しかし、現在となつては、どこでいつ誰が感染するか分からないところまで来ております。もしかすると、あした備蓄用の食品を買いに行く予定だったというのに、というタイミングで感染

することだって十分に考えられますよね。だからこそ、行政の支援策というのが、本当に感染者の命を救うボーダーラインになるのではないのでしょうか。

感染予防も大切です。住民一人一人がしっかりと考えながら行動することが大切ではありますが、その思いとともに行政として引き続き住民を守る体制をしっかりとつくり、また、それについてきちんと住民に知らせる仕組みづくりを行っていただくようお願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○出口 実議長 松尾 匡君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。再開は16時00分からいたします。

(午後 3時42分 休憩)

(午後 4時00分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

その前に少し議員さん、多分17時を少し回るかなと思いますのやけども、ちょっと延長の可能性があると思いますので、ご理解を願いたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 次に、中原 晶君

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

新型コロナウイルス感染症による累計国内死者数が4万人を超え、先月8月は1か月当たりの死者数が7,300人と過去最多となり、第六、七波での死者数が激増しています。昨年末時点の累積死者数は約1万8,000人でしたが、今年の8か月だけで2万2,000人強が死亡する異常事態となっています。

死者数の多くは高齢者ですが、昨年末までのデルタ株流行時までにはなかった10歳未満の死者がオミクロン株による感染拡大が始まった今年2月以降8月末までに17人も確認され、BA.5の流行後、子どもの死亡例が増えています。過去の経験に学ばず、オミクロン株に合わせた方針を示さない成り行き任せの政府のコロナ対応によって、若い命までもが奪われる事態が進行しています。

コロナ危機による景気の低迷が続く中、物価高が営業と暮らしを脅かしています。異常な物価高騰の要因の一つが、日銀の異次元の金融緩和政策であり、アベノミクスの継続が円安誘導と輸入価格の上昇を招いていることは明らかですが、政府はまともな対策を取ろうとしていません。

岸田政権は、国民の命も暮らしも守れないばかりか、多くの国民が反対している国葬を強行し

ようとし、旧統一教会と政治家との癒着に本気でメスを入れようとせず、怒りを増幅させています。その下で、住民を守る地方自治体の役割がいよいよ重要になっています。

岬町が住民の命と暮らし、事業者の経営を守るために、最大限の努力を払うことを求めて、質問を始めます。

まず初めに、安倍元首相の国葬への対応について質問します。

安倍元首相の国葬への反対の声と運動は日に日に広がり、国葬の強行が憲法違反であることがいよいよ明瞭になっています。憲法第14条の法の下での平等、第19条の思想及び良心の自由に反しているだけではなく、何の法的根拠もないというのに、閣議決定のみによって強行しようとしており、国葬に係る総額も示すことなく、国民の血税をつぎ込もうとする無法に無法を重ねる民主主義の暴挙と言わなければなりません。

もとより、国葬の中止を求める立場ではありますが、強行された場合、岬町ではどのように対応するのかをこの機会にお尋ねします。公共施設や小中学校で半旗を掲揚したり、住民や子どもたちに弔意を強要することはあってはならないと考えるものでありますが、岬町でも政府の動きに倣うのか、お答えいただきたいと思えます。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 私のほうからは、公共施設における対応についてご答弁をさせていただきます。

国及び大阪府から、安倍晋三元首相の国葬時の弔意の表し方についての要請は受けておりませんので、現時点でまちとして特段の対応は定めておりません。

今後、国及び大阪府等からの要請や方針が示されれば、適切に対応を検討してまいりたいと考えております。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 私からは小中学校における対応について、ご説明させていただきます。

小中学校における国旗の掲揚につきましては、学習指導要領に入学式や卒業式などにおいては、国旗を掲揚するよう指導するとされております。このことから、本町では入学式、卒業式に限り、式場内で国旗の掲揚を行っているところであります。

半旗の掲揚につきましては特に規定等はなく、また、国や大阪府から予定されている国葬に合わせて半旗掲揚を要請する通知等がないことから、現時点では教育委員会から各小中学校に半旗掲揚を求める通知を出す予定はございません。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま聞いている範囲においては、適切な対応というふう考えるものであり

ますけれども、お二人とも、若干の余地を残す答弁でありました。今後、国や府から要請があればということで、とりわけ、西部長からは要請があれば適切に対応するとおっしゃいました。適切に対応するというのは、要請があれば要請のとおりに対応するという意味でおられるのかどうか、念のため確認したいと思います。お願いします。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 中原議員のご質問でございますが、適切に対応するというのは、あくまでもその内容等を踏まえて理事者のほうで判断するということでございますので、現時点でどのような対応をするということは定めておりません。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今のところ、地方に対しては何も示されていないところではありますから、また答弁の中で、要請があれば理事者の中で内容を踏まえて判断をすると、自主的・主体的な判断が加えられるというお答えでありましたので、もしそういうことがあれば、ご判断についても、またお聞かせいただきたいというふうに思うところではありますが、岸田首相は、葬儀委員長として、各府省に弔旗を掲揚し、葬儀中の一定時刻に黙禱することを決定をしております。これはどういうことを指しているかという、各府省で働いている皆さんに対して、弔意を強制するものであり、許されないと考えるものであります。

また、こういった動きが今後地方自治体に広がることのないようにというふうに思いますので、ぜひ、もしもそういうことができる状況にあるようには思いませんが、何らかの通知等があった場合は、倣うようなことのないようにしていただきたいというふうに思います。

それから、加えてもう一つ申し上げますと、当日は国会議員や地方議員の首長など6,000人も参列者を集めるというふうになっておりますので、この様子はテレビなどで放映されることでしょうか、社会全体への同調圧力ともなることが大いに考えられます。これは、安倍氏への弔意を事実上強制することになりかねません。こういったことも踏まえた上で、岬町が地方自治体として今後要請があった場合、主体的な判断を行い、憲法違反に加担するようなことのないよう、この場で重ねて求めておきたいと思っております。

2つ目の質問に移ります。旧統一教会問題について質問をいたします。

旧統一教会と政治家との癒着が毎日のように報道され、新たな事実が明らかになるとともに、信者二世問題と言われる、信者の子どもへの虐待など語り尽くせない深刻極まりない実態が表面化しております。旧統一教会と政治家との癒着は地方政治にも及び、政治がこの問題を断ち切るのかどうか、厳しく問われております。

私が8月23日に提出をした一般質問の通告用紙には、このように記入をしておりました。旧統一教会の反社会性が明らかになる下で、町長と特別職、町及び関連外郭団体との関係を全て調査、公表し、今後も一切の関係を持たないと表明すること。被害者の相談窓口の開設が必要ではないか。この後段の質問の、被害者の相談窓口の開設については、昨日から国の旧統一教会問題関係省庁連絡会議による相談集中月間が今月末まで設けられておりますので、このことからお聞きをしたいと思います。

昨日岬町のホームページにも、公式LINEにも掲載をされ、周知をされたところでありますが、さらなる周知が必要ではないかと考えます。いかがでしょうか。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 相談窓口の件につきましては、議員ご説明のとおり、国では世界平和統一家庭連合、いわゆる旧統一教会における被害者の相談に応じる電話相談を、集中月間期間として9月5日から30日に設け、関係省庁の担当者が悩み事などの聞き取り、内容に応じて消費生活センターなど専門の窓口の紹介が行われることとなっております。この相談の窓口の電話番号等につきましては、議員からもご紹介いただきましたように、既にまちのホームページや公式LINEにより周知を図らせていただいております。

また、本町では、悪質商法など悩み事の相談窓口として、消費者相談、法律相談、人権相談、総合生活相談を設けておりますので、統一教会の問題も含め、引き続き住民の皆様の悩み事の相談に取り組んでまいりたいと考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 この集中月間の案内は、何か画像で見るとえらいきれいな感じの、なかなか分かりやすいものであるなというふうに思っていたんですけど、恐らくチラシ状のものなんかもあるんじゃないかなというふうに思うんですね。それを全戸配布とか、少なくとも自治区の掲示板に掲示するとか、より広い周知をなさってはどうかと考えているんですが、これまでの延長線をもちろん続けていくことは大切なんです。消費者相談とかいろいろご紹介いただきましたけれど、相談の集中月間というふうに国が定めているものにふさわしい周知の方法について、ご検討されるべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 議員のご質問にお答えさせていただきます。

周知につきましては、先ほども言いましたように、町のホームページ等で既に行わせていただいているところなんですけども、チラシとかそういうのは法務省のホームページ等にも載せら

れておりませんでして、あの画像をホームページのほうへ張り付けたような状況になっております。

議員からもご提案いただいております、各戸配布になりますと、なかなかちょっと新たな配布というのは難しいところもございますので、公共施設の窓口への掲示等に行っていきたいと考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 実際の被害者がいるのかどうか、そういったことは分かりませんが、そういった方がいた場合、相談につながるように身近な地方自治体で岬町としてしっかり周知を努力していただきたいなというふうに思います。

続けて、その質問の前半部分をお聞きしますが、前段の質問では、旧統一教会との関係の調査、公表、態度表明について、お聞きをしております。このことについて、引き続きお答えをいただきたいと思います。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 お答えをさせていただきます。

安倍晋三元首相の襲撃事件を契機といたしまして、世界平和統一家庭連合、いわゆる旧統一教会の問題が報道されておりますが、旧統一教会を巡っては、1980年代には既に靈感商法や高額献金、合同結婚式などが社会問題となっていたと記憶しております。統一教会に限らず、人の弱みや不安に付け込む悪質な行為を行う団体は少なからず存在し、しばしば社会問題となっております。

日本は、戦前・戦中当時の治安維持法などに基づき、反体制の団体や活動を取り締まり、宗教団体も弾圧を受け、戦後は憲法で思想・良心の自由、信教の自由が保障されております。人の弱みや不安に付け込む悪質な行為は決して許されるものではありませんが、まちとして、個人や他団体の行動にお答えする立場はなく、また、まちとの関係につきましても、そのような団体と当然関係を持つことはございません。

しかしながら、個人や団体名から関連団体と分からない場合は、個別に思想、信条、信教などを問い合わせることも難しく、判断が困難な場合もございます。事業への後援名義等の承認については、要綱において法令等に違反、抵触するものや営利団体の宣伝を主とするもの、特定の宗教または政治活動に関わるもの、暴力行為または迷惑行為を伴うものなどは承認しないことを定めており、社会的に問題があると考えられるものにつきましても、今後も適切に判断してまいりたいと考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今の答弁では、調査をするかせえへんか分からへんです。というか、調査をする気はないというふう聞こえたというか、私はそんなふうに思ったんですけど、そういうことですか。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 先ほども答弁させていただきましたが、まちとして、個人や他団体との行動についてお答えする立場はなく、また、まちとの関係については、そのような団体とは当然関係を持つことはございません。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ちょっと何か答弁の意味がよう分からへんですけど、後半は、まちとしては関係を持つことは当然ございません、これは、今後のことを言うてはるんですかね。何かちょっと答弁がよう分からない、明瞭でないので、もう少しお聞きをするんですけど、ちょっとここで大事になってくるのは、個人の思想・信条の問題に矮小化するべきでないということなんですね、一つはね。もちろん、思想・信条の自由は当然保障されてしかるべきであります。ただ、今言うてる統一教会は、その範囲を超えた、また、その信仰心を利用して問題を起こしている。そしてまた、ほかのいろんな宗教によって起こるものと、被害の規模が全く違う、そういうことになってきているカルト集団というふうに考えるべきやというふうに思いますので、そことの関係はしつかりはつきり岬町としても表明するべきじゃないかというふうに思うんです。

それで、要するに、調査はできないと考えてはるという意味ですか。調査について、お聞きしたいと思いますが、例えば、後援の名義、友好団体とか協力団体とかいろんな言い方しますが、確かに全部分からへん面もあると思います。該当する団体が、名前が全て把握できるものではないかもしれません。分かっているところで30弱ぐらいあるというふうに思うんですけど、少なくとも、例えば隣の阪南市なんかは、イベントの後援名義出してはったりしますわね。あとは、大阪府もさっき松尾議員が出してはったアドプト・ロード事業ね、あれを団体に委託をしている、お願いをしているというような経過もあったわけで、大阪府下で。あちこち見たら、調べようと思えば分かる。また、外郭団体というふうに私が言うてんのは、よその事例であったんは、社会福祉協議会なんですよ。寄附だとかそういうことも含めて起こっているんです。

ですので、調査を、個人のことまで調査はできへんです、当たり前ですわ。個人の思想・信条まで踏み込むようなことはできませんので、そんなことを求めているわけではありません。団体名から、寄附だとか後援だとか、あとは、行事に出席しているかどうかとか、そういうことは調

べようと思えばできるのではないのでしょうか、という問題提起なんですね。少ない職員の皆さんなので、このことにどの程度の手を割けるのかと、また、どこまで遡れるのかという問題はありますし、そのことで大幅な負担をかけるというようなことには、私はしたくないというふうに思っていますけれど、この問題はやはり岬町としてもはっきりさせておく必要があるというふうに思いますので、調査をする気がないのかどうか、それから、今後のことについても、はっきりと今後、関係を持つようなことは一切ないということは、はっきりと表明していただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 すみません、ちょっと議論がかみ合っていなかったみたいで、私どもが言っているのは、まちとして個人や他団体の行動についてお答えする立場にないということで、社会福祉協議会というのは、町の外郭団体でも何でもございませんので、そちらについては、社会福祉協議会が関係性を明確にするべきものだという趣旨でございます。

それと町については、過去後援名義等も調べておりますが、先ほども答弁させていただいたように、当然そういう関係団体とは関係を持ったこともございませんし、後援したこともございません。

また、今後についても、そのような団体と当然関係を持つことはないということは答弁させていただいておりますので、今後についての考え方というのは、もう答弁させていただいていると考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今回の答弁ですと、心の持ちようについては、私はお聞きしてませんので、それは答弁として、そぐわないというふうに申し上げたいと思うんですけど、これまで関係を持ったことがないというのは、どうして断定できるんですか。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ちょっと言い過ぎかも知れませんが、過去3年間、令和2年から後援名義の申請等の書類を調べさせていただきましたが、関係する団体の名称での後援名義の許可は出しておりません。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 それやったら、そのように答弁されたらよかったのに。過去3年間については、後援名義を確認をされたら、それは一つの部分的ではありますが、調査でありますね。

ですので、そういう調査を行ったところ、そういった形跡がなかったということ。一部ではあ

りますけれど、調査もされ、どこまでの団体を確認されたのかよく分かりませんが、過去について3年間ですけれど、後援名義に限っては確認をされたということでありました。

私は、この機会に、全面的な調査をなさるべきだというふうに思います。それから、後援名義ということでありましたけれど、よそで起こっている事例はかなり多岐にわたっておりますので、イベント参加とかそういうのがよく出てますけれど、そういうことも含めて調査するべきというふうに私は思います。

態度表明については、今、西部長が今度も関係を持つことは当然ございませんということでお聞きをしましたので、当然の態度であるということは確認させていただきました。

過去の経緯については、念のため、さらに調査をすることをお勧めしておきたいと思います。この問題の本質をよくご理解されているだろうというふうに思いますけれど、旧統一教会の広告塔にされることで、新たな被害者を生むことに加担するという懸念があるという問題と、それから、政治をゆがめることにつながりかねないという、この2つがやはり大きな本質だろうというふうに思います。

政治をゆがめるということにおいて言いますと、同性婚だとか、地方でもパートナーシップ制度が進まない要因の一つになっているのではなかろうかと思われる実態が明らかになってきておりますので、今後もこれにおいては当然のことですけれども、地方においてもしっかりとこの問題と向き合えるように調査をしていただきたいと思います。改めて求めておきたいと思います。

3つ目の質問に移ります。「聞こえ」のバリアフリーの実現のためにと題して、加齢性難聴への補聴器購入補助制度の創設について質問をいたします。

このテーマは、過去にも坂原議員も取り上げておられますが、私も制度の創設を求める立場から、質問をさせていただきます。

まず初めに、加齢性難聴とは何か。また、どの程度の「聞こえ」を指すのか、お聞かせいただきたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、加齢性難聴についてございますが、年齢を重ねるにつれて、体力が低下してくるのと同様に加齢によって聴力が低下するもので、一般的には40歳代から聴覚の衰えが始まり、75歳以上の約半数の方が、聞こえが悪くなって悩んでいると言われておりますが、低下し始める時期やその程度には個人差がございます。

難聴の程度につきましては、聴力測定の平均聴力レベルにより、大きくは軽度難聴、中等度難

聴、高度難聴、重度難聴に分類されます。具体的には、軽度難聴は、最近会話が聞き取りにくくなったかなと感じるぐらいの程度で、中等度難聴は、できるだけ近くで話をしてもらわないと聞きづらい、テレビの音量を大きくしないと聞きづらい、周囲の人が何を話しているのか分からないといったことがあれば、中等度難聴の可能性があるとされておりまして。さらに、近くにいる人の話し声が聞こえず、耳元で大きな声を出してもらわないと聞こえない状態が高度難聴で、重度難聴まで進行してしまうと、聞こえる音は工事現場の騒音や電車の通過音、自動車のクラクションといった100デシベルを超えるような音に限られるとされておりまして。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、詳しく、軽度、中等度、高度、重度というふうに分けられている「聞こえ」の区分についてお聞きをしました。

加齢性難聴というのは、年を重ねることによって主には中等度、聞き取りづらい状況が出てくるという状況の方を対象に指すのかなというふうに思います。70歳を超えると約半数の方が難聴になるというふうに言われているとおっしゃっておられました。対象になる方は、非常に多いというふうに考えられます。

この難聴は、発生しないにこしたことはありませんけれど、難聴という状態になっていった場合、様々な生活への影響が考えられますが、具体的にはどういったことが考えられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

加齢によって聴力が低下すると、音の大小にかかわらず、相手が話す言葉そのものが聞き取りにくくなるとも言われております。例えば、会話の中で内容がよく分かっていないのに返事をしてしまって相手に誤解を与えたり、途中で何度も聞き返すことで会話が弾まないといった人とのコミュニケーションがうまくいかないケースが出てきます。さらに、人とのコミュニケーションがうまくいかないことで、人と会う機会が減り、外出しないで家に引き籠もりがちになれば心や身体の活力が低下し、介護や支援が必要な状態に陥りやすい場合が考えられます。

難聴の原因には、加齢性難聴だけではなく、他の聴力の疾患である場合もあることから、家族や周りの方がいち早くご本人の変化に気づき、早期発見・早期治療にもつなげることも必要と思われまして。

また、加齢性難聴は、生活習慣病の予防や禁煙、生活の中でのうるさい音を避けるなどで予防できるともされておりまして。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、加齢性難聴による生活への影響ということで、コミュニケーションの問題、それから、それとも関係して、対人関係、また引き籠もりがちになるとか、そういった影響についてお示しをいただきました。

それに加えて、危険に気づきにくいという問題もあろうかと思えます。サイレンとかクラクションとかは大きい音なんで気づくんですけど、例えば、後ろから車が来たときの走行音に気がつかないとか、そういうことは日常的によくあることであります。

先ほどお答えいただいた中に、その対人関係の問題で、いろいろお答えになりましたけれど、やはりこの問題は非常に深刻なことにつながっていく可能性があるというふうに考えるべきだというふうに思います。社会的な孤立を生むことにつながりますし、また、抑うつ傾向でありますとか、認知症との関係についても科学的な知見が示されているところであります。

この認知症との関係について、何かお調べになっておられますか。私から簡単に説明いたします。いわゆる厚労省の新オレンジプランの中でも、難聴が認知症につながる、危険因子であるというふうに、7つの要因というふうに挙げられてますけれど、その中の一つに位置づけられるほど、難聴というものが認知症に発展していく危険性があると、リスクがあるというふうに調査を基に指摘をされているところでもありますので、認知症との関係でもこの難聴というものを放置するべきでないということを申し上げておきたいと思えます。

今、挙げていただいたもの、それから、私が追加して指摘をさせていただいたもの、様々ありますけれども、難聴の解決策の一つが補聴器ということになります。もちろん先ほど、答弁の中でおっしゃっていただいたように、それぞれの努力によって、また、家族の協力も得て難聴にならない努力を重ねるということは大切ですが、そうなってしまった場合に、補聴器が必要になる、また、そうすることで人生が変わるということは大いに考えられますので、補聴器の購入の補助をなさってはどうかというふうに考えるものでありますけれども、この補聴器というのは、結構ないい値段するんですね。15万円から55万円というのが相場というふうに言われているものですが、高額なために、例えば年金生活者に数十万円の負担ができないということがよくある話でございますので、重度、高度の難聴者の場合は、国の制度がありますけれども、軽度や中度の方は、制度がない自治体においては全額負担しなければならないということになっております。

そのことで、全国に広がりつつあるのが、この補聴器購入の補助金制度であります。

全国では、幾つの自治体で事業化をされているか、また、その具体例をお示しいただきたいと

思います。お願いします。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

先ほど議員からご説明がありましたように、重度難聴、高度難聴の方については、補装具による補聴器の購入の助成があるということでございますが、全国で身体障害者手帳をお持ちでない方への補助金制度を独自で実施されている自治体、正確な数は把握できておりませんが、たしか60団体程度と記憶しております。間違っておれば申し訳ありません。

その中で、近くの自治体では、大阪府で貝塚市、兵庫県では明石市で実施されております。

具体的な内容について、貝塚市では、高齢期難聴による閉じ籠もりを予防し、高齢者の積極的な社会参加及び地域交流を促進し、健康増進に資することを目的に、高齢者補聴器購入費用助成事業を実施されております。助成内容は、購入に係る費用の2分の1で、上限が2万5,000円、1人1回限りとのことです。対象となる方は、市内に住所を有する65歳以上の方のうち市民税非課税世帯、医師から補聴器が必要と認められた方で、聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない方です。

また、兵庫県明石市では、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることで生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、難聴により生活に支障が生じている高齢者に補聴器購入に係る費用の一部を助成しております。助成内容は、2万円を上限として、1人1回限りの助成となっております。対象となる方は、市内に住所を有する65歳以上のうち聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない方で、耳鼻科の医師の診断を受け中等度難聴程度などの補聴器の必要性を認める証明を受けた方です。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 全国で、この補聴器購入補助制度を設けている自治体の数なんですが、全国年金者組合という団体がありまして、そこが独自に調査をしておられます。一番新しい数でいきますと、103自治体が掲載されておりました。この数は、2年前と比べて5倍近くに伸びております。この間、非常に急速に進んでいるということだというふうに思います。ただ、この団体の調査については、各自治体のホームページを全て確認して、その中で確認できたものとして掲載をまとめておられましたので、100%の数字かどうかは分かりませんが、ホームページ上で、103の区市町村が何らかの補助を行っているということが確認できました。

岬町でも、ぜひこの補聴器の購入への補助制度を創設してはどうかと考えるものですが、いかがでしょうか。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

聞こえが悪い原因が加齢による場合は、治療が困難と言われていることから、コミュニケーションをサポートするための補聴器の装用は有効だと思いますが、日常生活において高齢者等と接する際、耳の聞こえに不安のある方への配慮など心のバリアフリーも大切だと思います。

平成30年度以降、多くの地方議会から国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書が提出されていると聞いております。

加齢性難聴者への補聴器補助制度の創設につきましては、国の動向を注視しながら他の自治体の取組状況なども含めて調査研究してまいります。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 調査研究、しっかりやってください。

本来は、今、意見書の話がありましたよね、各市区町村等で全国的に公的補助制度、要は国がこの補助制度をつくってくれと、国がまずはお金出せよという意見書が確かにたくさん国に寄せられているという状況があります。

ただ、国がなかなか踏み出さへんので、もちろん踏み出したら、地方はさらにその上に積み上げるというようなことやとか、使っていたお金を別に回すとかいうこともできるかもしれませんが、国がやらへん以上、地方のほうでまずできる努力をしようというふうに足を踏み出しているのが100自治体以上あるということをぜひ前向きに受け止めていただいて、調査や研究はもちろん必要だと思いますけれど、制度の創設についても検討を加えていただきたいというふうに思います。

その調査ということでいいますと、今後、介護保険計画やとか、高齢者の福祉事業等について、町として生活圏域ニーズ調査等が行われる予定がありますけれども、その中で、「聞こえ」についての調査を行い、高齢者の実態を把握をするべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 お答えをさせていただきます。

今、「聞こえ」についての調査について、ご提案をいただきました。第9期介護保険事業計画の策定を令和5年度に行いますので、本計画策定において調査します、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の項目に、「聞こえ」に関する内容を追加することは可能と考えますので、岬町介護保険運営協議会において意見を伺いたいと思います。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 「聞こえ」の調査について、前向きに検討されるやに聞こえる答弁をいただきました。ぜひ、具体化していただきたいと思います。

調査の際は、できるだけストレートな設問であることが大切だと思います。「聞こえ」の状態はどうか、補聴器を使っていますか、また、なぜ使わないのですかなど、分かりやすく「聞こえ」の問題が掌握できる調査項目とすることが必要であろうというふうに思うのと併せて、クロス集計もできれば、実態の把握がより一層進むというふうに思いますので、クロス集計というのは分かると思いますけど、年齢や介護度と対比して比較できるようにすることですね。岬町における実態がどうなっているのか、調べていただくことを求めておきたいと思います。

健康寿命を長く保つということは、個人の人生にとっても重要でありますけれども、社会参加や医療、介護保険、障害福祉の面などからも大切なこととなっておりますので、ぜひこの加齢性難聴の方への補聴器の補助金制度の創設について、前向きに検討いただくように求めておきたいと思います。

最後の質問です。災害に強いまちづくりについて、今回は、戸別受信機の導入の検討状況をお聞きしておきたいと思います。

台風シーズンだけでなく、全国で集中豪雨による災害も相次いでいます。町内放送の更新が完了した現在においても、聞こえにくいとの声が後を絶ちません。聞き逃しサービスなど町としての努力は認めるものですが、とりわけ集中豪雨時にいち早く確実に危険を知らせるには、戸別受信機が有効であることは論を待ちません。かねてから提案をしてきた戸別受信機の導入の検討状況をお示しいただきたいと思います。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 中原議員のご質問について、お答えさせていただきます。

戸別受信機の導入における費用が多額になるという課題につきましては、これまでも直近では3月議会定例会におきましても、ご説明してきたところでございます。

機器の導入を実現できるかどうかにつきましては、現在の防災行政無線システムのデジタル方式への切替え当時から、その見極めのために並行して情報の収集を行ってまいりました。

本件の戸別受信機の導入に係る事業につきましては、既にご承知のとおり、本体機器の購入費用のみならず、受信調査や屋内アンテナの設置工事などをもって構成されており、今後事業費につきましては詳細な計算も検討しておりますが、導入後に発生する保守や故障に係る維持管理費を含めず、1台あたりに概算で10万円近くかかると見込んでおります。これをできるだけ本町

の負担を小さくできるよう、平素から受信機本体につきましては、受信性能を維持しつつも安価に購入できる機種が発表されていないか、財源の確保につきましては、補助金、交付金や有利な条件での起債などが新たに創設されていないか、につきましての情報を収集しております。

戸別受信機の導入に当たりましては、緊急防災・減災事業債の活用がございます。この事業債は、起債充当率が100%、交付税措置率が70%という有利な地方財政措置であり、財政負担上活用すべきものと考えておりますが、その対象となる事業は、デジタル化している防災行政無線システムは、住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化を図る事業とされているため、屋外スピーカー等への更新と併せて、戸別受信機の導入を一体として整備する必要がございます。

今のところ、これよりも好条件のものは見つかっておりませんが、現行の屋外スピーカーは令和2年度に再整備完了したばかりであることから、その他の事業手法の検討や特別交付税の検討など、幅広く財源確保のための方法を引き続き検討していきたいと考えております。

なお、その間におきましても、災害についての備えは欠かせないものと考えております。戸別受信機からの聞こえ方自体につきましては、屋内に設置するために、屋外の風雨の影響をあまり受けないこと、これにつきましては、議員ご指摘のとおりかと考えております。情報伝達手段として有効なものであると認識しております。

しかし、受信者となる住民の皆様の置かれている状況は様々であり、発信する側が一斉放送という手段により情報を伝える以上は、各個人の事情に配慮し、その時々最適と考えられる避難情報を提供することは困難でございます。ついては、設備面での充実を目指すだけでなく、ふだんから非常時には住民自らが考え、安全確保のために行動できるよう、ソフト面での充実も重要であると考えております。

現在、本町では、住民の皆様に防災に関する情報を提供し、事前の備えに役立てていただきますよう、本年度中の完成を目指して岬町総合防災マップの作成に取り組んでいるところでございます。本マップにおきましては、平成26年3月に発行いたしました岬町津波ハザードマップ、岬町洪水土砂災害ハザードマップの更新だけではなく、地震、津波、高潮の各災害に対するハザードマップの追加や災害への備えなどに関する情報も記載し、家庭内や地域内における防災・減災の取組に生かせるよう、今後も継続して情報に努めていきたいと考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 これは難しい問題ですけど、まずはお金の問題が一番大きいのかなというふうに思うんですけどね。いろいろよく研究されているなというふうに思ってお聞きしておりました。

機器の低廉化、それから、有効な補助金、そういった情報を順次つかみながら、財政負担の範

困をよく検討して、岬町で導入できるように、時期を逸することなく具体化していただきたいというふうに思います。災害は待ってけませんので、一刻も早くということはありませんけれども、よく研究をしていただいて、岬町にふさわしいものをお考えいただきたいというふうに思います。

ただ、全戸に戸別の受信機が必要かという点、それは私は必ずしもそうだと考えておりませんので、手法も含めて今後引き続きよく調べながら、具体化をしていただけるように、災害に強いまちづくりをさらに進めていただきますようお願いを申し上げて、質問を終わります。

○出口 実議長 中原 晶君の質問が終わりました。

ご協力ありがとうございます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、明日9月7日午前10時から会議を開きますので、ご参集をよろしくお願いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午後 4時52分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年9月6日

岬町議会

議 長 出 口 実

議 員 中 原 晶

議 員 坂 原 正 勝